

2025年度

宮城県地域福祉総合補償制度

社会福祉を目的とする高齢者向け、障害児(者)向け、児童向けの社会福祉施設等（入所・通所を問わない。また、居宅介護支援等を含む。）のサービスを提供する事業者や団体の方々のための総合的な補償制度です。

パンフレット



賠償責任保険

事業運営に不可欠な補償です

+

従事者向け 災害補償

安定した事業運営に必要な補償です

+

利用者向け補償

利用者へのさまざまな補償です

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

保険期間▶2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時
締切日▶2025年3月25日（火）

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

1. 宮城県社会福祉協議会の会員または会員団体(※)の会員である施設・事業者が加入対象です

社会福祉を目的とするサービス事業者の皆さまに幅広くご加入いただける制度です

〈加入対象例〉

①老人福祉施設・介護保険施設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉センター、居宅サービスや地域密着サービスを行っている施設や事業所（デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム、小規模多機能型居宅介護など）*施設をもたない事業者（訪問介護事業所など訪問系サービスなど）も、ご加入いただけます。

②障害福祉サービス事業所

身体障害者福祉センター、小規模作業所、障害者総合支援法に基づくサービスを提供する障害者支援施設や障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助 など）
*施設をもたない事業者（居宅サービス事業所など訪問系サービスなど）も、ご加入いただけます。

③児童福祉施設

乳児院、母子生活支援施設、児童館、認可保育所（園） など
*認可外保育所（園）はお引き受けできません。

(※)会員団体の例

- ①県内市区町村社会福祉協議会 ②宮城県老人福祉施設協議会 ③宮城県民間社会福祉振興会
- ④宮城県社会福祉法人経営者協議会 ⑤宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ⑥宮城県社会就労センター協議会 ⑦宮城県保育協議会 など

2. 宮城県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です

本制度は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が保険契約者として保険会社と契約した制度へ、各施設・事業者が加入するものです。

申込人が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。
なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または申込人がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

3. 年に1度の一斉募集のほか、随時中途加入が可能です

年度始めの一斉募集のほか、毎月15日までの中途加入のお手続き完了により、翌月1日付けで加入することができます。

4. ご希望に沿って8種類のプランからお選びいただけます

第三者に対する賠償責任保険、利用者に対するケガの補償、施設職員の業務上災害補償など、事業に合わせて各プランの中から必要な部分を選択し、ご加入いただけます。

※一部セット加入を条件とするプランがございます。

5. 地域に密着した事故サービス体制

加入手続きや事故時のご相談などすべて地元の代理店、地元の引受保険会社窓口が一括して行いますので、スムーズに事故処理が進みます。

- 賠償責任保険においては、申込人・記名被保険者は、宮城県社会福祉協議会の会員または会員団体の会員に限ります。
- 申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方または補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

1. 賠償責任保険 P. 3

法律上の損害賠償責任を負った場合の補償ですので、
事業運営の最低限の補償としてご準備ください。
各種申請にご利用いただけます。

- (Ⅰ) 福祉事業者賠償責任保険 (Ⅱ) 保育施設賠償責任保険
(Ⅲ) 医療行為賠償責任保険 (Ⅳ) 情報漏えい保険

2. 従事者向け災害補償 P.21

事業所内の職員の業務上の災害に備える補償です。
福利厚生の一環として、またいざというときに事業者を守る補償として
ご検討下さい。

- (Ⅴ) 業務災害補償保険

3. 利用者向け補償 P.35

サービス利用者がケガをした場合の補償です。
賠償責任保険と組み合わせてご加入いただくと、なお有効です。

- (Ⅵ) レジャー・サービス施設費用保険（サービス利用者傷害見舞金補償）
(Ⅶ) 送迎自動車傷害保険
(Ⅷ) 日帰りサービス利用者傷害保険

重要事項のご説明	P.45~62
保険会社破綻時の取扱いについて	P.63
各種手続について	P.64
加入申込票の作成方法	P.65・66
ご加入内容確認事項	P.67
中途加入保険料一覧表	P.68
事故発生時の対応について	P.69~73
各帳票	P.74・75
Q & A	P.76・77

(I) 福祉事業者賠償責任保険

福祉事業者総合賠償責任保険
(施設所有(管理)者特別約款・生産物特別約款・福祉事業者総合賠償責任保険特約)

【福祉事業者賠償責任保険とは】

福祉事業者が所有・使用・管理している各種の施設・設備・用具等の管理不備や業務活動上のミスにより発生した偶然な事故に起因して、保険期間中にサービス利用者等第三者の生命や身体を害したり、財物を滅失、破損または汚損した場合等に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

加入対象

次ページの「区分表」に記載の事業を行う事業者・団体が加入できます。

補償内容

補償種類		支払限度額			内容(概要)
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	
施設賠償補償・業務遂行賠償補償・生産物賠償補償・仕事の結果賠償補償・支援事業賠償補償	1事故/ 保険期間中につき	3億円 ※	1億円 ※	5,000万円 ※	サービス利用者などの第三者の身体・財物等に損害を与え、福祉事業者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
受託物賠償補償	1事故/ 保険期間中につき	100万円			福祉事業者が第三者から一時的に預かった財物に与えた損害を補償します。
人格権侵害補償	1名につき	100万円			名誉毀(き)損・プライバシーの侵害等により福祉事業者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
	1事故につき	1,000万円			
被害者治療費等補償	1回の事故につき 被害者1名について	10万円			福祉事業者が第三者に身体障害を与え、被害者が通院・入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合、治療費や見舞金等を損害賠償責任の有無に関わらずお支払いします。
	1回の事故につき	1,000万円			
初期対応費用補償	1事故/保険期間中につき	1,000万円			事故が発生した場合、福祉事業者が要した担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等を損害賠償責任の有無に関わらずお支払いします。
訴訟対応費用補償	1事故/保険期間中につき	1,000万円			争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した費用を補償します。
特定感染症緊急対応費用補償	1事故/保険期間中につき	100万円 (P6の「特定感染症緊急対応費用補償」の②に該当する場合は20万円)			施設で感染症事故等が発生した場合の消毒費用や検査費用等を補償します。

①免責金額(自己負担額)はありません。

②支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めた全ての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

③すべての保険金の合計で、保険期間中の支払限度額(上表の※)を限度とします。

④保険金をお支払いしない主な場合は、P.11～P.13をご覧ください。

⑤上表記載以外のプランもご用意しております。別表をご参照下さい。

賠償責任保険

福祉事業者賠償責任保険（基本補償）が支払われる条件として、「サービス提供者側に過失があり、法律上の損害賠償責任を負う」ことが大前提となります^(注)。これに対し、利用者向け保険（⇒ P.36～）の傷害保険・見舞金の場合には過失の有無や割合には関係なく、ケガをした場合は治療した日数に応じてまたは事業者が負担して支払った見舞金に対して保険金が支払われます。なお、賠償責任保険と傷害保険（または見舞金）を契約しており、提供者側に過失がある場合には両方の保険から保険金が支払われることとなります。

（注）前ページの被害者治療費等補償など、一部見舞金の補償がありますが、法律上の損害賠償責任があった場合には賠償金に充当されます。

保険料（サービス内容により異なります。該当するサービス内容は、区分表をご覧ください）

次の計算で算出します。^(注1)

区分	保険料算出の基礎		適用料率（指定管理者以外）			適用料率（指定管理者の場合 ^(注2) ）		
			Aプラン	Bプラン	Cプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
区分①	延べ床面積（㎡）	×	143	92	68	149	95	71
区分②	年間事業収入 ^(注3) （万円）	×	30	18	14	31	20	15
区分③	年間事業収入 ^(注3) （万円）	×	87	55	41	92	59	44

（注1）保険料の算出

下限保険料は 38,500 円となっております。中途加入の場合でも下限保険料 38,500 円が適用となります。

（注2）指定管理者の場合

追加被保険者特約（自治体）をセットします。この保険契約にこの特約が付帯される場合には、「告知書に記載された指定管理業務を委託した自治体」を追加被保険者として被保険者に含めるものとします。指定管理者だけでなく、自治体が行うことになった賠償責任も併せて補償対象となり、補償内容はこの保険契約の加入者である指定管理者と同様です。

（注3）年間事業収入

把握可能な最近の会計年度の売上高とします。新設法人等で加入時に把握可能な実績がない場合は、ご加入時における事業計画値に基づいて保険料を計算します。

区分表（主な施設・サービス）

区分①	<p>施設サービスおよび居宅サービスのうち、施設を利用しサービスを提供するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉施設・介護保険施設 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・老人福祉センター ・居宅サービスや地域密着サービスを行っている施設や事業所（デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム、小規模多機能型居宅介護など）等 ●障害福祉サービス事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉センター、小規模作業所 ・障害者総合支援法に基づくサービスを提供する障害者支援施設や障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助など）等 ●児童福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・母子生活支援施設、児童館 等 ※認可保育所（園）、認定こども園は（Ⅱ）保育施設賠償責任保険（P.8～）でお引受します。 ※認可外保育所（園）はお引受できません。
区分②	<p>上記①に該当しない居宅サービス事業・介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ●福祉用具貸与、特定福祉用具販売 ●配食サービス ●移送サービス 等
区分③	居宅介護支援

保険料の計算方法 ①の施設サービスの他に②や③のサービスを行う場合は全て合算してください。

※保険料は1円単位を四捨五入してください。

※加入申込票（明細）単位で38,500円未満となる場合は一律38,500円とします。

$$\text{施設面積 (㎡)} \times \text{適用料率} = \text{(年間保険料) 円}$$

$$\text{事業収入 (万円)} \times \text{適用料率} = \text{(年間保険料) 円}$$

計算例

Bプラン

- デイサービス（施設面積 717㎡）……………717（㎡）× 92（円）＝ 65,964 円→ 65,960 円
- 訪問介護センター（前年事業収入 2,523 万円）……2,523（万円）× 18（円）＝ 45,414 円→ 45,410 円

Bプラン（指定管理者）

- 老人福祉センター（施設面積 422㎡）……………422（㎡）× 95（円）＝ 40,090 円

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、以下の対象事故に起因して他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様とします。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
施設賠償補償	福祉事業者が所有、使用または管理する保険対象施設の構造上の欠陥や管理の不備によって発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の欠陥により利用者が転落しケガをした。 ・ 看板の留具が腐食していたために看板が落下し、通行人がケガをした。 ・ 施設で火災が発生し、非常口の不備で利用者に死傷者が出た。
業務遂行賠償補償	福祉事業者またはその従業員等の保険対象業務活動での不注意によって発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴サービス提供時に気づかずに熱湯をかけて火傷を負わせてしまった。 ・ ヘルパーが老人を車椅子からベッドに移動中、バランスを崩して共に転倒し、老人にケガをさせた。
生産物賠償補償	福祉事業者の占有を離れた福祉事業者が保険対象業務として製造・販売・提供した財物により発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設で提供した食事により施設利用者が食中毒になった。 ・ 販売した介護用品の欠陥で利用者がケガをした。
仕事の結果賠償補償	福祉事業者が保険対象業務を行った結果により発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設で利用者の衣類を洗濯したところ、漂白剤が強く衣類に残っていたため、利用者の肌に炎症が起きた。

この保険では、以下の対象事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
受託物賠償補償	福祉事業者が保険対象施設内で保管する他人の財物、または保険対象業務を遂行するにあたり現実に福祉事業者の管理下にある他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者から預かったメガネを誤って壊してしまった。 ・ 利用者から一時的に預かった現金を盗まれてしまった。
支援事業賠償補償	居宅介護支援業務、介護予防支援業務、相談支援業務等のミスに起因して発生した身体障害・財物損壊を伴わない純粹経済損失	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプランの作成ミスにより、本来、利用者が受けられるサービスを受けられなかったために、利用者が被った経済的損害について損害賠償請求を受けた。
人格権侵害補償	「施設賠償補償・業務遂行賠償補償・生産物賠償補償・仕事の結果賠償補償」で損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当行為 (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀（き）損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀（き）損またはプライバシーの侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの管理ミスにより利用者が閉じ込められ、精神的ショックを受けたことに対する補償を求められた。

賠償責任保険

この保険では、被保険者が引受保険会社の同意・承認を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	内容
被害者治療費等補償	<p>「施設賠償補償・業務遂行賠償補償・生産物賠償補償・仕事の結果賠償補償」で損害の原因と規定されている事由に起因して事故が発生し、被害者が被った身体障害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用。</p> <p>(a) 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。</p> <p>法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限ります。</p>
初期対応費用補償	<p>「施設賠償補償・業務遂行賠償補償・生産物賠償補償・仕事の結果賠償補償」で損害の原因となる事由に起因して事故が発生した場合に、被保険者が緊急的な対応のために現実に支出した、次のいずれかに該当する費用。ただし、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。</p> <p>(a) 事故現場の保存に要する費用 (b) 事故現場の取片付けに要する費用 (c) 事故状況または原因を調査するために要した費用 (d) 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 (e) 通信費 (f) 「生産物賠償補償・仕事の結果賠償補償」で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品^(注1)または製造品・加工品^(注2)の損壊が発生した場合を除きます。</p> <p>(注1) 完成品とは、生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物をいいます。 (注2) 製造品・加工品とは、生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物をいいます。</p>
訴訟対応費用補償	<p>争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に訴訟が提起されたときに、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用。</p> <p>(a) 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 (b) 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 (c) 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 (d) 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 (e) 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 (f) 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>ただし、通常要する費用であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。</p>
特定感染症緊急対応費用補償	<p>次のいずれかに該当する事故により、被保険者が負担した緊急対応費用（消毒費用、検査費用、予防費用、通信費用）。</p> <p>①感染症事故 (a) 施設における別表に掲げる感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき都道府県知事に医師から届出のあったものに限ります。 (b) 施設が別表に掲げる感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置</p> <p>②指定感染症等（別表に掲げる感染症は含みません。詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。）に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、指定感染症等の原因となる病原菌に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置</p>

〈別表〉

①エボラ出血熱 ②クリミア・ゴンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群（SARS）⑫中東呼吸器症候群（MERS）⑬鳥インフルエンザ（A(H5N1)またはA(H7N9)）⑭コレラ ⑮細菌性赤痢 ⑯腸チフス ⑰腸管出血性大腸菌感染症 ⑱パラチフス

《過去に以下のような事故が発生し、福祉事業者賠償責任保険で保険金をお支払いしております。》

特別養護老人ホーム	入所者への処方食の連絡が不徹底のため、間違った食事を提供して誤嚥により窒息、死亡。
特別養護老人ホーム	入所者が排尿の支援要請のためにナースコールを押したが誰もこなかったため、自力で歩行したところ、転倒し骨折した。
グループホーム	歩行が不安定になり見守りが必要であったが、夜間トイレに起きた際に見守りの実施を怠り、転倒し右大腿骨を骨折した。
デイサービス	利用者の眼鏡を一旦預かったが、管理が悪く紛失してしまった。
訪問介護	利用者からの希望で普段とは違う食事を提供したところ、窒息し体調が変化し、家族から責任追及された。

※実際の保険金のお支払いにあたっては、約款・特約および法令に従い、個別の判断となります。

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払う治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等 初期対応費用 訴訟対応費用 特定感染症緊急対応費用	P.6記載の「被害者治療費等補償」「初期対応費用補償」「訴訟対応費用補償」「特定感染症緊急対応費用補償」のとおりです。

※上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入証に記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、上記①から⑦までの保険金の合計で加入者証に記載の支払限度額を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意・承認が必要となりますので、支出を行う前に必ず引受保険会社までお問合わせください。

※被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「被害者治療費等」の保険金として対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

P.11～13をご覧ください。

(Ⅱ) 保育施設賠償責任保険

施設所有（管理）者特別約款・受託者特別約款・生産物特別約款

【保育施設賠償責任保険とは】

保育所（園）が所有・使用・管理している施設・設備・用具等の管理不備や職員の不注意により、園児や第三者にケガや食中毒を発生させるなどの偶然な事故がおきた場合や、他人から預かった受託物を保管・管理している間に誤って破損または汚損した場合等に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

加入対象

認可保育所（園）、認定こども園

※乳児院・母子生活支援施設は（Ⅰ）福祉事業者賠償責任保険でお引受します。

※認可外保育所（園）はお引受できません。

補償内容

補償種類	支払限度額		免責金額
	身体障害	財物損壊	
施設所有（管理）者特別約款	1名につき1億円 1事故・保険期間中7億円	1事故・保険期間中 500万円	1事故につき 5,000円
生産物特別約款	1名につき1億円 1事故・保険期間中7億円	1事故・保険期間中 500万円	
受託者特別約款	—	1事故・保険期間中 100万円	
被害者治療費等補償特約	1回の事故につき被害者1名について 10万円 1事故につき 1,000万円	—	なし
初期対応費用特約	1事故 / 保険期間中につき 1,000万円		なし
特定感染症緊急対応費用補償特約	1事故 / 保険期間中につき 100万円 (P.6の「特定感染症緊急対応費用補償」の②に該当する場合は20万円)		なし

①下限保険料は5,000円となっております。中途加入の場合でも下限保険料5,000円が適用となります。

②免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

③施設所有（管理）者特別約款には、漏水補償特約を付帯しています。

④受託者特別約款において、損害保険金の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。

保険料

施設の定員数により、次のとおりです。表に記載のない人数の場合はお問い合わせください。

定員数	適用保険料	定員数	適用保険料
1～30名	22,470円	101～110名	37,580円
31～40名	23,930円	111～120名	39,130円
41～50名	26,390円	121～130名	40,680円
51～60名	27,700円	131～140名	42,230円
61～70名	29,110円	141～150名	43,780円
71～80名	30,800円	151～160名	45,330円
81～90名	33,040円	161～170名	46,880円
91～100名	36,030円	171～180名	48,430円

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、以下の対象事故に起因して他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様とします。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
施設所有（管理）者特別約款	保育所（園）施設の構造上の欠陥や管理の不備によって発生した偶然な事故 保育所（園）の業務上の不注意によって発生した事故	・ 階段の欠陥により園児が転落しケガをした。 ・ 園庭内の遊具の保守点検中に、職員が誤って園児を遊具で遊ばせてしまい、遊具が壊れてケガをした。 ・ 保育所で火災が発生し、非常口の不備で園児に死傷者が出た。等
生産物特別約款	保育所（園）の占有を離れた生産物により発生した偶然な事故 保育所（園）が業務を行った結果により発生した偶然な事故	・ 遠足で保育所が用意したおやつが原因で食中毒を起こした。等

この保険では、以下の対象事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
受託者特別約款	保育所（園）が他人から預かった受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）	・ 園児から預かったメガネを誤って壊してしまった。等

この保険では、被保険者が引受保険会社の同意・承認を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	内容
被害者治療費等補償特約	<p>「施設所有（管理）者特別約款・生産物特別約款」に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生し、被害者が被った身体障害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用。</p> <p>(a) 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。</p> <p>法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した費用に限ります。</p>
初期対応費用補償特約	<p>「施設所有（管理）者特別約款・生産物特別約款」に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生した場合に、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用。</p> <p>(a) 事故現場の保存に要する費用 (b) 事故現場の取片付けに要する費用 (c) 事故状況または原因を調査するために要した費用 (d) 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 (e) 通信費 (f) 生産物賠償責任保険で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合を除きます。</p> <p>ただし、通常要する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。</p>

特定感染症緊急対応費用補償特約	6ページをご参照ください。
-----------------	---------------

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払う治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命および身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等 初期対応費用 特定感染症緊急対応費用	P.9記載の「被害者治療費等補償特約」「初期対応費用補償特約」および本ページ記載の「特定感染症緊急対応費用補償特約」のとおりです。

※上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\boxed{\text{お支払いする争訟費用の額}} = \boxed{\text{⑥争訟費用の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

※被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「被害者治療費等」の保険金として対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

※受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

(1) 全補償共通【福祉事業者賠償責任保険】・【保育施設賠償責任保険】

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- ⑩ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - (a) 石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - (b) 石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - (c) 石綿等の飛散または拡散
- ⑪ 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害（サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。）等

(2) 施設賠償補償・業務遂行賠償補償【福祉事業者賠償責任保険】、施設所有（管理）者特別約款【保育施設賠償責任保険】

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ② 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ④ 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
（④は保育施設賠償責任保険にのみ適用され、福祉事業者賠償責任保険には適用されません）
- ⑤ 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- ⑥ 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - (c) 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- ⑨ 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- ⑩ 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - (a) 水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - (b) 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- ⑪ 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）等

(3) 生産物・仕事の結果賠償補償【福祉事業者賠償責任保険】、生産物特別約款【保育施設賠償責任保険】

- ① 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - (a) 生産物
 - (b) 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

- ④保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- ⑤次のいずれかに該当する場合
 - (a) この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 - (b) この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
- （注）知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- ⑥事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたときと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- ⑦事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- ⑧生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。
ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- ⑨生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - (a) 製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
 - (b) 製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。
- ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- ⑩医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- ⑪直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- ⑫保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- ⑬LPガス販売業務の結果に起因する損害 等

(4) 支援事業損害補償【福祉事業者賠償責任保険】

- ① 被保険者の犯罪行為（刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 被保険者の重過失による法令違反に起因する損害
- ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害
- ④ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- ⑤ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- ⑥ 法令により定められた支援事業を行う事業者としての基準を満たしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- ⑦ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害
- ⑧ 身体の障害または精神的苦痛に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑨ 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する被保険者の行為による名誉毀（き）損または人格権侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑩ 財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑪ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑫ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑬ この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その状況の原因となる行為によってなされた損害賠償請求に起因する損害
- ⑭ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為によってなされた損害賠償請求に起因する損害 等

(5) 受託物損害補償【福祉事業者賠償責任保険】

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した受託物の盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有したまたは私用する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害

賠償責任保険

<p>③ 航空機、自動車、船舶（部品、付属品およびこれらに積載された財物を含みます。）または動物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害</p> <p>④ 受託物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害</p> <p>⑤ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害</p> <p>⑥ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から 30 日を経過した後に発見された受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害</p> <p>⑦ 被保険者が行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工（動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。）の拙劣または仕上不良等に起因する損害</p>
<p>(6) 受託者特別約款【保育施設賠償責任保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○ 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ○ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ○ 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーから内容物の漏出、溢（いっ）出に起因する損害 ○ 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。 ○ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から 30 日を経過した後に発見された受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ○ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害 ○ 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○ 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○ 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ○ 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害等
<p>(7) 人格権侵害補償【福祉事業者賠償責任保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任 ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任
<p>(8) 被害者治療費等補償【福祉事業者賠償責任保険】・被害者治療費等補償特約【保育施設賠償責任保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意 ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の同居の親族または別居の未婚の子の行為 ④ 被害者の心神喪失 ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
<p>(9) 特定感染症緊急対応費用補償【福祉事業者賠償責任保険】【保育施設賠償責任保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた事故による損失 ○ 保険期間の開始日の翌日から起算して 14 日以内に生じた事故による損失

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

Ⅲ 医療行為賠償責任保険

医師特別約款

【医療行為賠償責任保険とは】

施設内で医師やその補助者による医療行為による事故により、利用者等第三者の身体に損害を与えた場合に、施設（事業者）が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金としてお支払いします。

医療事故については、保険期間中に発見された患者の身体障害が対象となります。

加入対象

※（Ⅰ）福祉事業者賠償責任保険に加入している福祉施設・事業者のうち、所有する施設に診療所を併設する事業者に限ります。

補償内容

補償種類	支払限度額	免責金額
医療行為事故	1事故につき1億円／保険期間中3億円	なし

- ①支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。
- ②免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

保険料

1施設あたり	76,240円
--------	---------

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、以下の対象事故に起因して他人の生命もしくは身体を害した場合に、被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様とします。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
医療上の事故 (医師特別約款)	日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者に身体障害を与えた場合。 ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師がブドウ糖と誤り血圧降下剤を利用者に投与し、死亡させてしまった。 ・医師の指示を受けた看護師が、投薬を誤り、利用者の体調に急変を来した。

※身体の障害とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払う治療費や修理費等 (損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

※上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

※被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊によるものを除きます。）等

＜特別約款でお支払いしない主な場合－医師特別約款＞

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。

等

(Ⅳ) 情報漏えい保険

専門事業者賠償責任保険・サイバーセキュリティ特約
・プロテクト費用補償特約

【情報漏えい保険とは】

福祉事業において個人情報の漏えい事故が発生し、保険期間中に事業者が損害賠償責任を負った場合等にお役に立ちます。一般的に予防策を講じにくいとされる従業員による個人情報漏えいや、外部からのサイバー攻撃、紙ベースの個人情報の漏えいも対象となります。また、従業員のマイナンバーの漏えいも対象となります（マイナンバー以外の情報等により特定の個人を識別することができる場合に限ります）。

加入対象

社会福祉協議会を除く高齢者福祉施設、障害児（者）向け施設、児童福祉施設などを含む、すべての福祉施設が加入できます。

※社会福祉協議会には別途加入プランをご用意しますので、代理店・扱者までお問い合わせください。

補償内容

		Aプラン	Bプラン	Cプラン
賠償損害	支払限度額(保険期間中につき)	1億円	5,000万円	3,000万円
	免責金額	一連の損害賠償請求につき10万円		
費用損害	支払限度額(保険期間中につき)	300万円	200万円	100万円
	免責金額	1事故につき10万円		

オプション特約：対象業務の範囲に関する特約

保険料

定員数	Aプラン	Bプラン	Cプラン
1～30名	40,200円	35,500円	31,700円
31～60名	54,600円	48,200円	43,100円
61～90名	67,500円	59,600円	53,200円
91～120名	72,800円	64,300円	57,400円
121～150名	77,600円	68,500円	61,200円
151～180名	82,500円	72,800円	65,000円
181～210名	86,200円	76,100円	68,000円
211～240名	89,400円	78,900円	70,500円
241～270名	92,600円	81,800円	73,000円
271～300名	95,800円	84,600円	75,600円

*施設の定員数による保険料設定をしております。訪問系の利用人数を合算する必要はありません。

保険金をお支払いする主な場合

賠償損害補償	<p>次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ ア. 記名被保険者が自らの業務遂行^(注1)の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報^(注2) イ. 記名被保険者が自らの業務遂行^(注1)の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報^(注3)</p> <p>②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由 ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害 エ. 他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信^(注4)によって生じた侵害に限ります。 オ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失</p> <p>(注1) 業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者へ派遣された労働者による業務遂行を含みます。 (注2) 所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。 (注3) 管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。 (注4) 表示または配信には、記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを含みません。</p>
費用損害補償	<p>次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置^(注)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 措置は、記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社が事故の通知(遅滞なく書面により通知いただきます。)を受領した日の翌日から起算して180日間が経過するまでに実際に講じられた処置に限ります。</p> <p>① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ ② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等</p>

<補償の対象となる情報>

次のいずれかに該当するものをいいます。

① 個人情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定されている個人情報(死者の情報を含みます)

② 企業情報

特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報

③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容	
賠償損害	ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
	イ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものを。
	ウ. 権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要なかつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
	エ. 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用。
	オ. 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（通常要する費用に限ります。）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ①被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ②被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ③訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥増設したコピー機の賃借費用
費用損害	ア. 事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。）。 ①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成代および封筒代を含みます。） ②通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③事故対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ④事故対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 ⑥ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用
	イ. 事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
	ウ. 広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限ります。 ①情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ②情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
	エ. 法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
	オ. コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
	カ. 見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（注1）の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額（注2）は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ①被害者が法人の場合 1法人につき 50,000円 ②被害者が個人の場合 1名につき 1,000円 （注1）見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。 （注2）見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○賠償損害にかかわる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

保険金をお支払いしない主な場合

賠償損害・
費用損害
共通

〈専門事業者賠償責任保険約款で保険金をお支払いしない主な場合〉

◆次のいずれかの事由に起因する損害

○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動^(注)、労働争議または騒擾(じょう)

○地震、噴火、洪水または津波

等

(注) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

◆次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害

○被保険者の犯罪行為(過失犯を含みません。)

○被保険者の故意または重過失による法令違反

○被保険者が他人に損失を与えることを認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)しながら行った行為

等

◆次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害

○他の被保険者からなされた損害賠償請求

○この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

○この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

○身体の障害に対する損害賠償請求(精神的苦痛は含みません。)

○被保険者による誹謗または中傷による名誉毀(き)損または人格権侵害に対する損害賠償請求

○財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に対する損害賠償請求

○特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた意匠権、商標権、著作権またはドメイン名の侵害には適用されません。

等

〈サイバーセキュリティ特約で保険金をお支払いしない主な場合〉

◆次のいずれかに該当する損害

○この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害

○この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害

等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い

○国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)

○被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為

等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任

○被保険者が支出したと否とを問わず、違約金

○採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為

○株主代表訴訟

○企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害

○被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)

○業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

等

◆保険金を支払うことにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

○国際連合の決議

○欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則

○その他これらに類似の法令または規則

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤

○履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)を避けることを目的として行った不完全履行(履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)

○業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊または故障

○被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為

ア. 業務の対価(販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。)の見積もりまたは返還

イ. 業務の対価の過大請求

ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更

エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝

<p>○商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。</p> <p>○記名被保険者が金融機関^(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為 ア. コンピュータシステムにおける資金（電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。）の移動 イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引</p> <p>○暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）の取引</p> <p>○記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害</p> <p>○記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害 ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 イ. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 ウ. 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 エ. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 等</p> <p>^(注) 金融機関等とは、銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、保険業、資金移動業等を営む者をいい、決済代行会社（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）、金融商品取引所（暗号資産交換業を含みます。）または信用保証協会を含みます。</p> <p>◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。</p> <p>○記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム^(注)の所有、使用または管理</p> <p>○記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報</p> <p>○記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報</p> <p>^(注) 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。</p> <p>◆他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害について、次の事由</p> <p>○被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料 等</p> <p>◆直接であると間接であるとを問わず、戦争等^(注)に起因する損害</p> <p>^(注) 戦争等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（宣戦布告の有無を問いません。）</p> <p>②上記①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃</p> <p>③国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの。 ア. 重要インフラサービスの利用、提供または完全性 イ. 安全保障または防衛</p> <p>〈プロテクト費用補償特約で保険金をお支払いしない主な場合〉</p> <p>◆被保険者が直接負担したと否とを問わず、次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害</p> <p>○この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料</p> <p>○金利等資金調達に関する費用</p> <p>○記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。</p> <p>○記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用</p> <p>○正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用</p> <p>○法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用^(注1)</p> <p>○被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>○サイバー攻撃が金銭等^(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等^(注2)</p> <p>○被保険者に生じた喪失利益</p> <p>○税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金 等</p> <p>^(注1) 弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。</p> <p>^(注2) 金銭等には、電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます。</p>
--

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(V) 業務災害補償保険

業務災害補償保険

業務に従事する方の業務上の災害によって事業者が被る各種費用の支出や損害賠償リスクを幅広く補償します。政府労災保険の支払認定とは別に^(*)、1日目の入・通院から補償対象となり、福利厚生制度の充実にご活用いただけます。

(*) 事業者費用補償(ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」など、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

加入対象

P. 1に記載のすべての施設・事業者

「個人事業主1名のみが補償対象者となる場合(一人親方等)はご加入できません。」

補償内容

		支払限度額・日額			内容(概要)
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	
基本補償	死亡補償保険金・後遺障害補償保険金	600万	400万	200万	業務中の災害により従事者が死亡した場合 業務中の災害により従事者に後遺障害が残った場合
	入院補償保険金 手術補償保険金	7,500円	3,000円	2,500円	業務中の災害により従事者が入院した場合 業務中の災害により従事者が手術を受けた場合
	通院補償保険金	4,500円	2,000円	1,500円	業務中の災害により従事者が通院した場合
オプション補償	使用者賠償責任補償特約	1億円			従事者が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために、事業者等が法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害賠償金や訴訟費用等を補償します。
	雇用慣行賠償責任補償特約	1,000万円			従業員等に対して行ったハラスメント・不当解雇等の不当行為、または、第三者に対して行ったハラスメント・人格権侵害に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。(業務に従事している間に被ったケガまたは病気に基づく損害賠償請求は、「使用者賠償責任補償特約」での補償となります。)
	事業者費用補償 (ワイド・実損型)特約	100万円			従業員等が保険期間中に業務中の事故により身体障害を被ったこと等により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に事業者が負担した葬儀等の費用や遠隔地での事故による捜索・移送費用などを補償します。
	コンサルティング費用補償特約	100万円			従事者が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気等により、事業者が負担した再発防止対応のコンサルティング費用 ^(*) 等を補償します。 (*) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うものに限ります。
* 「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされたご契約には、「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。					

すべてのプランに、天災危険補償特約、職業性疾病補償特約、業務災害補償保険追加特約、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約およびサイバーインシデント補償特約がセットされています。

従事者向け災害補償

補償対象となる行為・症状例

ケガ以外の症状も幅広く補償します。

ケガ（傷害）	地震・噴火・津波によるケガ	自殺行為	ストレス性胃炎	熱射病・日射病	感染症	
○	○	○（*1）	○（*1）	○（*2）	○（*2）	
脳疾患	心神喪失	疾病（職業性疾病以外）	職業性疾病	むちうち、医学的 他覚所見のない腰痛	妊娠・出産・流産	風土病
○（*2）	○（*2）	○（*2）	○（*1）	×	×	×

（*1）労災認定された場合に限りです。

（*2）業務に起因して発生した症状の場合、または労災認定された場合に限りです。

（注意）この表で○であっても、お支払いできない場合があります。必ず P.24～30（保険金をお支払いする場合）、P.32～34（保険金をお支払いしない主な場合）および P.31（用語のご説明）をご確認ください。

補償対象者

加入対象者（記名被保険者）の役員・従業員（※）

※各種施設（事業所）の常勤の従業員、臨時アルバイト、パートタイマーなど、従業員全てを含みます。

※上記の補償対象者の他、一部の役員・従業員のみを対象とする場合や、派遣業者・委託業者を含めたい場合等はお問合わせください。

保険料（1名あたり年間）※複数の事業種類がある場合は、最大稼働人数が最大となる事業で判定します。

事業種類		Aプラン	Bプラン	Cプラン
老人福祉事業など	基本のみ	9,680円	5,050円	3,220円
	基本+オプション補償	12,810円	8,210円	6,410円

事業種類		Aプラン	Bプラン	Cプラン
障がい者福祉事業など	基本のみ	11,250円	5,860円	3,740円
	基本+オプション補償	14,920円	9,590円	7,530円

事業種類		Aプラン	Bプラン	Cプラン
保育園など	基本のみ	13,110円	6,820円	4,370円
	基本+オプション補償	16,980円	10,750円	8,370円

※上記保険料は、団体全体の損害率による割引40%および団体全体の被保険者数（加入施設・事業者の数）に応じた被保険者数割引（20社以上50社未満の場合：10%）を適用しております。支払限度額は被保険者数に従った割引率で決定します。募集の結果、上記と異なる被保険者数割引を適用する場合には、死亡補償保険金・後遺障害保険金の支払限度の額等を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険料の算出方法

①全ての役員・従事者を対象とする場合（法人単位、施設単位 等）

$$\begin{array}{l}
 \text{1人あたりの保険料} \\
 \text{(ABCからひとつ)} \\
 \text{円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{最大稼働人数} \\
 \text{(1日あたりの)} \\
 \text{人}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{年間保険料} \\
 \text{円}
 \end{array}$$

②一部の方を対象とする場合（理事役員のみ、職責単位 等）

$$\begin{array}{l}
 \text{1人あたりの保険料} \\
 \text{(ABCからひとつ)} \\
 \text{円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{最大稼働人数} \\
 \text{(1日あたりの)} \\
 \text{人}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{年間保険料} \\
 \text{円}
 \end{array}$$

従事者向け災害補償

※複数の事業がある場合は、

- ・ 1名あたりの保険料：上記事業の中で最大の人数規模の事業種類を1つ選択します。
- ・ 最大稼働人数：複数事業を合算した全体の最大稼働人数としてください。

※最大稼働人数の考え方

「1日の中で、業務に従事する人数（補償対象者）が最も多い時点の人数」を最大稼働人数とします。

（例）20名のヘルパーが在籍しているが、日中の稼働者数は8名、夜間の稼働者数は5名の場合⇒8名分の保険料で在籍するヘルパー20名全員が補償対象となります。

※中途加入についてはP.74をご覧ください。

ストレスチェック支援サービス

使用者賠償責任補償特約をセットされた事業者さま向けのサービスです。ストレスチェックサービスの対象とする従業員等に関して、使用者賠償責任補償特約による補償の対象となっていることが必要です。

厚生労働省が推奨する、57項目に準拠したストレスチェックをWEBで実施できるサービスです。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。（無料）

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者（*）」のもとでご利用いただく必要があります。

（*）医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士または公認心理師をいいます。

ご注意◆通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、本サービスをご利用いただけない場合があります。

- ◆サービスの詳細はチラシ・提案書等をご覧ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の額

I. 基本補償

【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金・入院補償保険金・手術補償保険金・通院補償保険金・天災危険補償特約】

以下に該当した場合、記名被保険者*または被保険者*が補償金や費用を支出することによって被る損害*に対して保険金をお支払いします。
 ※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額															
<p>死亡補償保険金</p> <p>★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約</p>	<p>次のいずれかの事象が発生した場合</p> <p>(1) 補償対象者*が、業務に従事している間*に傷害および下記「死亡補償保険金支払の対象となる症状」を被り、その直接の結果として事故*の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>(2) 補償対象者が、労災認定された疾病等*および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状*(下記「死亡補償保険金支払の対象となる症状」を除きます。)を発症し、その直接の結果として死亡した場合</p> <p>死亡補償保険金支払の対象となる症状</p> <table border="1" data-bbox="416 842 871 1205"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th> <th>基本分類コード</th> <th>具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線の作用</td> <td>T67</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧の作用</td> <td>T70</td> <td>潜函(かん)病<減圧病></td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td>W81</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露</td> <td>W94</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p>	外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例	熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	T70	潜函(かん)病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病	<p>補償対象者*1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 同一の補償対象者が被った身体障害*について既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額から既にお支払いした金額を差し引いた残額を限度とします。</p> <p>(注2) 損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>
外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例															
熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病															
気圧または水圧の作用	T70	潜函(かん)病<減圧病>															
低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症															
高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病															
<p>後遺障害補償保険金</p> <p>★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約</p>	<p>次のいずれかの事象が発生した場合</p> <p>(1) 補償対象者*が、業務に従事している間*に傷害および業務に起因して発生した症状*を被り、その直接の結果として事故*の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合</p> <p>(2) 補償対象者*が、労災認定された疾病等*を発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合</p>	<p>補償対象者*1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%~4%を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の等級を認定して、後遺障害補償保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて算出した額を支払限度額とします。</p> <p>(注3) 保険期間を通じて同一の補償対象者に対してお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。</p> <p>(注4) 損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>															

従事者向け災害補償

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
入院補償保険金 ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として入院した場合	補償対象者*1名につき、【入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1)「入院した日数」は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、「入院した日数」に含めません。 (注2)入院中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害*を被った場合は、入院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。
手術補償保険金 ★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として事故*の発生の日からその日を含めて180日以内に、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合	補償対象者*1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×10 ② ①以外の手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×5 (注1)同一の事故による身体障害*について1回の手術に限ります。また、同一の事故による身体障害*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 (注2)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。
通院補償保険金 ★通院補償保険金支払特約	補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として通院した場合	補償対象者*1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1)「通院した日数」は、90日を限度とし、オンライン診療による診察を含みます。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、「通院した日数」に含めません。 (注2)通院しない場合でも、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等の身体障害*を被った所定の部位(*1)を固定するために医師の指示によりギプス等(*2)を常時装着したときは、その日数を「通院した日数」に含めます。 (注3)入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「通院した日数」に含めません。 (注4)通院中にさらに通院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害*を被った場合は、通院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注5)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。 (注6)柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数を、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、保険金をお支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、保険金のお支払いの対象となります。 (*1)所定の部位とは、次のいずれかの部位をいいます。 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱

従事者向け災害補償

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
		<p>2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等^(*)の固定具を装着した場合に限ります。</p> <p>3. 肋(ろっ)骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等^(*)の固定具を装着した場合に限ります。</p> <p>(*) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。</p>

保険金・特約の種類	説明
天災危険補償特約	<p>地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、次の①～⑤の特約をセットしているときに保険金をお支払いする特約です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑤コンサルティング費用補償特約

II. オプション補償

【使用者賠償責任補償特約・事業者費用補償(ワイド・実損型)特約・特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約・雇用慣行賠償責任補償特約・コンサルティング費用補償特約】

以下に該当した場合、記名被保険者*または被保険者*が補償金や費用を支出することによって被る損害*に対して保険金をお支払いします。
*印を付した用語については、下記の「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額				
使用者賠償責任補償特約	<p>使用者賠償保険金 補償対象者*が、保険期間中に業務に従事している間*に身体の障害(*1)を被ったことにより、被保険者(*2)が法律上の損害賠償責任*を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき</p> <p>① 労災保険法等*により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)</p> <p>② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額</p> <p>③ 次のいずれか高い金額 (ア) 被保険者(*2)が災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 (イ) 被保険者(*2)がこの特約がセットされた保険契約の保険金(*7)の支払いによって法律上の損害賠償責任を免れる金額</p> <p>(*1) 傷害*または疾病(風土病は除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*2) 被保険者は下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="416 1048 874 1361"> <tr> <td data-bbox="416 1048 608 1167">右記以外の場合</td> <td data-bbox="608 1048 874 1167">記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1167 608 1361">(a) 記名被保険者* (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)</td> <td data-bbox="608 1167 874 1361">(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5) (c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*6) (d) 上記(c)の役員および使用人(*6)</td> </tr> </table> <p>(*3) 建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。 (*4) 既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。 (*5) 記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限りです。 (*6) 記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限りです。 (*7) 同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。</p>	右記以外の場合	記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a) 記名被保険者* (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5) (c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*6) (d) 上記(c)の役員および使用人(*6)	<p>(1) 補償対象者*1名および1回の災害(*)につき、【損害賠償責任額】－【左記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】(以下、「正味損害賠償金額」といいます。)を保険金としてお支払いします。ただし、被保険者の数にかかわらず、支払限度額を限度とします。</p> <p>(2) 1回の災害(*)によって複数の補償対象者が身体の障害を被った場合、1回の災害(*)について保険金としてお支払いする正味損害賠償金額の総額は、身体の障害を被ったそれぞれの補償対象者について定められている1回の災害(*)の支払限度額のうち、最も大きい額を限度とします。</p> <p>(*) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間*に被った身体の障害をいいます。</p>
右記以外の場合	記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合					
(a) 記名被保険者* (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5) (c) 記名被保険者の下請負人(*3)(*6) (d) 上記(c)の役員および使用人(*6)					

従事者向け災害補償

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<p>(使用者賠償責任補償特約)</p>	<p>使用者費用保険金 補償対象者*が、保険期間中に業務に従事している間*に身体の障害(*1)を被ったことにより、被保険者(*2)が法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟費用(*3)、弁護士報酬(*3)、仲裁・和解・調停費用(*3)、示談交渉費用(*3)、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合 (*1) 傷害*または疾病(風土病および職業性疾病*を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*2) 被保険者は P.27「使用者賠償保険金(*2)」の表のとおりです。 (*3) 引受保険会社の書面による同意を得て支出したものに限りま。</p>	<p>左記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。 (注) 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用、示談交渉費用については、【損害賠償責任額】－【使用者賠償保険金の「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】が1回の災害(*)に適用する支払限度額を超える場合は、保険金を削減してお支払いします。 (*) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。</p>
<p>雇用慣行賠償責任補償特約 (注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社加入者証等(写)を添付してください。</p>	<p>被保険者(*1)が、日本国内において行った次のいずれかの行為によって、保険期間中に補償対象者(*4)または第三者から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合 (1) 補償対象者(*4)に対して行った不当行為(不当解雇等、差別的行為、ハラスメント等) (2) 第三者ハラスメント(*3)。ただし、上記(1)に該当する場合は除きます。 (*1) 被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者* ②記名被保険者のすべての役員および使用人(*2)。ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為または第三者ハラスメント(*3)に起因して損害を被る場合に限りま。 ③【記名被保険者が建設業者の場合】記名被保険者の下請負人、下請負人の役員および使用人。ただし、上記(2)の行為によって記名被保険者とともに損害を被った場合に限りま。 (*2) 使用人とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。 (*3) 記名被保険者の構成員(役員等および使用人)である補償対象者が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または構成員としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメントまたは第三者に対して行った人格権侵害をいいます。 (*4) 補償対象者には次の方を含みます。 ①既に退職している方。ただし、不当解雇等以外の不当行為については、初年度契約の始期日より前に退職した方を除きます。 ②子会社(*5)の構成員。ただし、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、加入者証等記載の補償対象者の範囲と同様の方とします。 ③記名被保険者の採用応募者 (*5) 会社法(平成17年法律第86号)第2条に定める子会社をいいます。</p>	<p>一連の損害賠償請求(*1)および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (*1) 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為(*2)またはその行為(*2)に関連する他の行為(*2)に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。 (*2) 行為とは、不当行為または第三者ハラスメントをいいます。 (注) 次のいずれかに該当する損害賠償請求または争訟については、争訟費用および応訴費用を負担したことによって被る損害に対してのみ保険金をお支払いします。 ①法令、労働協約、就業規則、給与規程等の規定により支払われるべき賃金(時間外または休日の割増賃金を含みます。)、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求 ②記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の方からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求 ③被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟</p>
<p>事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 (注)「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。</p>	<p>次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者*が右記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき (1) 補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被った場合 (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(*1) (3) 補償対象者(*2)が副業に従事している間に身体障害を被った場合(*3)</p>	<p>記名被保険者*が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、下記(a)の①から⑦までおよび⑩、ならびに(b)に規定する費用については左記「保険金をお支払いする場合」に記載された事象の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限りま。また、補償対象者*1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。 (a) 左記「保険金をお支払いする場合」(1)(2)に該当した場合</p>

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
	<p>(* 1) 日本国内においてなされた行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りません。</p> <p>(* 2) (3) の事象においては、補償対象者とは、加入者証等記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)に限りません。</p> <p>(* 3) 「フルタイム補償特約」が適用される場合は、(3) の規定は適用しません。</p>	<p>① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用</p> <p>② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救済費用</p> <p>③ 左記「保険金をお支払いする場合」(1) の原因となった事故現場の清掃費用等の復旧費用</p> <p>④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用</p> <p>⑤ 補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記④以外の費用(* 1)</p> <p>⑥ 左記「保険金をお支払いする場合」(1) (2) の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用</p> <p>⑦ 左記「保険金をお支払いする場合」(1) の事象と同種の事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用(* 2) (* 3)</p> <p>⑧ 精神障害(* 4) により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用(* 3)</p> <p>⑨ 精神障害(* 4) により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用(* 3)</p> <p>⑩ その他普通保険約款またはこの保険契約にセットされる特約の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。</p> <p>(b) 左記「保険金をお支払いする場合」(3) に該当した場合上記(a) の④および⑤の費用</p> <p>(* 1) 上記④以外の費用とは、残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。</p> <p>(* 2) この保険契約において死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約の規定により死亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に限りません。</p> <p>(* 3) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用に限りません。</p> <p>(* 4) この特約の用語の説明において規定する精神障害をいいます。</p> <p>(注 1) 補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用についてお支払いする保険金の額は、1 事故につき補償対象者 1 名ごとに 1 0 0 万円または加入者証等記載の事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>(注 2) 損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>
<p>特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約</p> <p>(注) 「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされた契約に、自動セットされます。</p>	<p>補償対象者が保険期間中(* 1) に特定感染症を発病した場合に、その発病の日(* 2) からその日を含めて 1 8 0 日以内に、記名被保険者*が右記「お支払いする保険金の額」①～⑤の費用を負担したとき</p> <p>(注) 補償対象者の特定感染症の発病によって記名被保険者が被る損害に対しては、「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」ではなく、この特約でお支払いします。</p> <p>(* 1) 補償対象者が記名被保険者の構成員(役員等および使用人)以外の方の場合は、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事することが定められた期間であり、かつ保険期間中であることをいいます。</p> <p>(* 2) 一連の発病(* 3) における最初の発病の日をいいます。</p> <p>(* 3) 同一の事業場において、複数の補償対象者が特定感染症を発病した場合で、直前に発病した補償対象者の発病の日の翌日から起算して 1 4 日以内に別の補償対象者が発病したときは、それら複数の補償対象者の発病を、感染経路にかかわらず「一連の発病」とみなします。</p>	<p>記名被保険者*が次の①～⑤の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、一連の発病につき、事業者費用補償特約支払限度額または 1 0 0 万円のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用</p> <p>② 特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用</p> <p>③ 特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用(* 1)</p> <p>④ 特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用(* 2)</p> <p>⑤ 特定感染症を発病した補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用(* 3) (* 4)</p> <p>(* 1) 代替要員の賃金は含みません。</p> <p>(* 2) 残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。</p>

従事者向け災害補償

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額				
		<p>(※3) 特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含みません。</p> <p>(※4) 通信費用には、これらの機器の取得費用は含みません。また、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内の期間におけるこれらの機器の通信費用に対する費用に限ります。</p> <p>(注) 損害※が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>				
<p>コンサルティング費用補償特約</p>	<p>次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者(※1)が、日本国内で行うコンサルティング(※6)に関する右記「お支払いする保険金の額」①～③の費用を負担したとき</p> <p>(1) 補償対象者※が、業務に従事している間※に身体の障害(※7)を被った場合(業務に従事している間に身体の障害を被ったと疑われる場合を含みます。)</p> <p>(2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合(※8)または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(※9)</p> <p>(3) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する、被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟がなされた場合(※9)</p> <p>(※1) 被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。 (ア) 上記の事象(1)に該当する場合は下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="432 1043 887 1357"> <tr> <td data-bbox="432 1043 624 1167">右記以外の場合</td> <td data-bbox="624 1043 887 1167">記名被保険者※が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(※3)の役員等または使用人が補償対象者である場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1167 624 1357">(a) 記名被保険者※ (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(※3)(※4)</td> <td data-bbox="624 1167 887 1357">(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(※3)(※4) (c) 記名被保険者の下請負人(※2)(※5) (d) 上記(c)の役員および使用人(※5)</td> </tr> </table> <p>(イ) 上記の事象(2)および(3)に該当する場合は記名被保険者</p> <p>(※2) 建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。</p> <p>(※3) 既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。</p> <p>(※4) 記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。</p> <p>(※5) 記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。</p> <p>(※6) コンサルティング事業者(上記の事象に関連した被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。)が行う支援、指導または助言業務をいいます。</p> <p>(※7) 傷害※または疾病(風土病は除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。</p> <p>(※8) 「雇用慣行賠償責任補償特約」の「お支払いする保険金の額」(注)①もしくは②に該当する損害賠償請求を含みます。</p> <p>(※9) 日本国内においてなされた行為に起因して、日本国内においてなされた場合に限ります。</p>	右記以外の場合	記名被保険者※が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(※3)の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a) 記名被保険者※ (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(※3)(※4)	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(※3)(※4) (c) 記名被保険者の下請負人(※2)(※5) (d) 上記(c)の役員および使用人(※5)	<p>被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て次の①～③の費用を実際に負担し、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な場合、その保険金をお支払いします。ただし、補償対象者※1名につき、100万円を限度とします。</p> <p>①左記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した場合の相談等対応</p> <p>②再発防止対応</p> <p>③左記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者※の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等の方法の策定</p> <p>(注) 損害※が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>
右記以外の場合	記名被保険者※が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(※3)の役員等または使用人が補償対象者である場合					
(a) 記名被保険者※ (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(※3)(※4)	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(※3)(※4) (c) 記名被保険者の下請負人(※2)(※5) (d) 上記(c)の役員および使用人(※5)					

用語のご説明

用語	説明
記名被保険者	加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。
業務に起因して発生した症状	補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。 ①偶然かつ外来の原因によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの
業務に従事している間	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ①補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 ②上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア. からオ. までのいずれかに該当する間 ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中 イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 エ. 取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設または業務を行う場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 オ. 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事間および通勤中 ③上記①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の備車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。
ケガ（傷害）	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限りません。 ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。 ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
事故	傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等についてはその発症をいいます。
支払限度額	保険金をお支払いする限度額をいいます。
職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの（*）をいいます。 （*）振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。
職業性疾病等	次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、次の②から④までの症状からは、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。 ①職業性疾病 ②疲労の蓄積または老化によるもの ③精神的ストレスを原因とするもの（*） ④かぜ症候群（*）ストレス性胃炎等をいいます。
身体障害	傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
損害	補償対象者が被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
法律上の損害賠償責任	主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
補償金	記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。
補償対象者	宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット（P.22）をご参照ください。
労災認定された疾病等	労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等および職業性疾病をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。
労災保険法等	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

I. 基本補償

【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金・入院補償保険金・手術補償保険金・通院補償保険金】

保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>死亡補償保険金</p> <p>★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約</p>	<p>共通事項（1）</p> <p>◆次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。）</p> <p>④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性</p> <p>⑤風土病</p> <p>⑥次のいずれかに該当するもの。ただし、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。</p> <p>ア. 疲労の蓄積または老化によるもの</p> <p>イ. 精神的ストレスを原因とするもの（ストレス性胃炎等をいいます。）</p> <p>ウ. かぜ症候群^{はい}</p> <p>⑦補償対象者が、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑧補償対象者の入浴中の溺水（水を吸引したことによる窒息をいいます。）（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>⑨原因がいかなるときでも、補償対象者の誤嚥（えん）（食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。）によって生じた肺炎</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>後遺障害補償保険金</p> <p>★死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約</p>	<p>◆職業性疾病のうち、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに起因する身体障害（*）については、保険金をお支払いしません。</p> <p>①石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性</p> <p>②石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性</p> <p>③化学物質にさらされる業務による胆管がん</p> <p>④粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病</p> <p>（*）身体障害とは、この保険契約にコンサルティング費用補償特約および使用者賠償責任補償特約が付帯されている場合には、これらの特約についてはそれぞれの特約において規定する「身体障害」とします。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>入院補償保険金</p> <p>★入院補償保険金・手術補償保険金支払特約</p>	<p>共通事項（2）</p> <p>◆次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①補償対象者の故意または重大な過失（ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>②補償対象者の自殺行為（ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>③補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故</p> <p>④補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失（ただし、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>⑤補償対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>⑦補償対象者が乗用具（自動車または原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカー、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。）を用いて競技等をしている間</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>通院補償保険金</p> <p>★通院補償保険金支払特約</p>	<p>（注）補償対象者の身体障害が労災認定された疾病等の場合、保険期間終了の日より3年経過後に補償対象者またはその遺族より被保険者に対してなされた補償金の請求については、保険金をお支払いしません。</p>

II. オプション補償

【使用者賠償責任補償特約・事業者費用補償(ワイド・実損型)特約・特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約・コンサルティング費用補償特約・雇用慣行賠償責任補償特約】

保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合
使用者賠償責任補償特約 使用者賠償保険金 使用者費用保険金	<p>◆次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いしません。</p> <p>①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>◆次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約または災害補償規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用 ②被保険者が個人の場合は、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ③労働基準法の休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ④労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額</p> <p style="text-align: right;">等</p>
事業者費用補償(ワイド・実損型)特約	<p>● 共通事項(1) (P 32) 記載の事項 ● 共通事項(2) (P 32) 記載の事項 ● 「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。</p> <p>①初年度契約(*1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 ア. 初年度契約(*1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合 イ. 他の保険会社において、初年度契約(*1)の始期日を保険期間の満期日とし、雇用慣行賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合</p> <p>②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(*2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>(* 1) 継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。 (* 2) 適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p>
特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約	<p>●初年度契約(*)の場合、始期日の翌日から起算して14日以内に特定感染症を発病したことによる損害については保険金をお支払いしません。</p> <p>(*) 継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。</p>
コンサルティング費用補償特約	<p>◆次のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金をお支払いしません。</p> <p>①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>◆「保険金をお支払いする場合」の(2)および(3)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。</p> <p>①初年度契約(*1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 ア. 初年度契約(*1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合 イ. 他の保険会社において、初年度契約(*1)の始期日を保険期間の満期日とし、雇用慣行賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合</p>

従事者向け災害補償

保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合 (*2) に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>(*1) 継続契約以外の「コンサルティング費用補償特約」がセットされている契約をいいます。</p> <p>(*2) 適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p>
雇用慣行賠償責任補償特約	<p>●被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(1) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。</p> <p>①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求</p> <p>②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求</p> <p>③被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求</p> <p>(2) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。</p> <p>①初年度契約 (*1) の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>ア. 初年度契約 (*1) の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合</p> <p>イ. 他の保険会社において、初年度契約 (*1) の始期日を保険期間の満期日とし、第2条（保険金を支払う場合）①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合</p> <p>②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合 (*2) に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>④直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾（じょう）に起因する損害賠償請求</p> <p>⑤直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求</p> <p>⑥身体の障害 (*3)</p> <p>⑦法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求。ただし、不当行為に起因して発生した損害賠償請求を除きます。</p> <p>(*1) 継続契約以外の「雇用慣行賠償責任補償特約」がセットされている契約をいいます。</p> <p>(*2) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p> <p>(*3) 傷害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡をいいます。</p> <p style="text-align: right;">等</p>

利用者向け補償

近年、福祉施設での事故が起きた場合の利用者からの損害賠償請求額は大きくなり、賠償責任保険だけでは、対応しきれないケースもございます。

そのような場合に備え、ぜひ、賠償責任保険とセットで利用者向け保険へのご加入をご検討ください。

メニューの特徴

- 提供するサービス種類に応じてプランをお選びいただけます。
- 各プランとも、重複してご加入いただけます。その場合、保険金はそれぞれ支払われます。

提供するサービスに応じてお選びください

メニュー	特徴	サービスにあった補償をお選びください
(Ⅵ) サービス利用者 傷害見舞金保険	施設利用者が偶然にケガをした場合、施設が利用者に支払った見舞金を補償します	高齢者施設・障害者(児)施設・児童施設などの福祉施設の利用者がケガをした際等に、施設が見舞金を支払う場合に備えるための補償です ・ 宿泊(入所)型施設・通所型施設のいずれもご加入いただけます
(Ⅶ) 送迎自動車 傷害保険	送迎車両に搭乗中の方々が偶然な事故で負傷した場合を補償します	送迎サービスの利用者向けです
(Ⅷ) 日帰りサービス 利用者傷害保険	利用者がサービス実施主体の「管理下に入った時点から管理下から離れるまで」の間の偶然の事故によるケガを補償します	高齢者施設・障害者(児)施設・児童施設などの通所福祉施設を宿泊なしで利用する利用者向けです

○(Ⅵ)～(Ⅷ)に重複してご加入された場合、保険金はそれぞれから支払われます。

ご参考：補償範囲一覧

「○」の場合は補償されますが、「×」の場合は補償されません。詳細はP.36～P.44をご覧ください。施設の管理外についても補償をご希望の場合は、別途代理店・扱者にご相談ください。

事故時の状況	施設の管理外			
	施設の管理下(宿泊)			
	施設の管理下			
	送迎中	(日帰り)		
(Ⅵ)サービス利用者傷害見舞金保険	○	○	○	×
(Ⅶ)送迎自動車傷害保険	○	×	×	×
(Ⅷ)日帰りサービス利用者傷害保険	○(※)	○	×	×

(※)各種施設の管理下(付き添いがついている等)であれば補償されます。

(VI) サービス利用者傷害見舞金保険

全事業対象 定額補償プラン

レジャー・サービス施設費用保険

加入対象

このプランの加入対象となるのは各社会福祉施設の事業者の皆さまです。
高齢者向け、障害児（者）向け、児童向けなど、全ての施設がご加入対象です。

補償内容（保険金をお支払いする主な場合）

福祉施設の利用者^(注)がサービスを受けている間に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を負い、死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、事業者が事故対応のために支払う見舞費用等に対して保険金をお支払いします。また、外出や行事参加中の事故なども、福祉施設内または事業者の管理下であれば補償対象となります。

(注) 福祉施設の利用者とは長期入居者・短期入居者・グループホーム利用者・デイサービス利用者などで施設のサービス利用者のことをいいます。施設職員やボランティアは対象となりません。

* 「利用者」とは以下の方をいいます。

- ・事業者のサービス利用を目的として、福祉施設に入場している方
- ・事業者のサービス利用を目的として、事業者の管理下にある方（施設職員を伴って外出している場合など）
- ・事業者のサービスを利用するために、対象施設と本人の住居との通常の経路の往復途上にいる方

支払限度基礎額・支払限度額・保険料

自由来館
児童館
専用

		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
被災者対応費用保険金(被災者1名につき)		100万円	100万円	100万円	100万円
死亡・後遺障害見舞費用保険金		(最大)100万円	(最大)50万円	(最大)50万円	(最大)50万円
入院見舞費用 保険金	入院期間46日以上	20万円	20万円	入院期間31日以上 10万円	入院期間31日以上 10万円
	入院期間31日以上45日以内	10万円	10万円		
	入院期間15日以上30日以内	5万円	5万円	5万円	5万円
	入院期間8日以上14日以内	3万円	3万円	3万円	3万円
	入院期間7日以内	2万円	2万円	2万円	2万円
通院見舞費用 保険金	通院日数31日以上	5万円	5万円	/	/
	通院日数15日以上30日以内	3万円	3万円		
	通院日数8日以上14日以内	2万円	2万円		
	通院日数7日以内	1万円	1万円		
年間保険料(定員1名あたり、Dプランのみ平均来館者数)		3,000円	2,000円	1,500円	2,000円

(注) 後遺障害見舞費用保険金については、障害の程度に応じてお支払いする保険金の額を決定します。

お支払いする保険金

	補償種類	お支払いする保険金
被災者傷害 見舞費用	・ 死亡見舞費用保険金	利用者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合に、事業者が利用者の遺族に対して支払った弔慰金・見舞金を所定の額を限度にお支払いします。
	・ 後遺障害見舞費用保険金	利用者に事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合に、事業者が利用者に対して支払った見舞金を後遺障害の程度に応じて所定の額の 4%～ 100%を限度にお支払いします。
	・ 入院見舞費用保険金	利用者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院により医師の治療を受けた場合、事業者が利用者に対して支払った見舞金を所定の額を限度にお支払いします。
	・ 通院見舞費用保険金	利用者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診も含みます。）により医師の治療を受けた場合、事業者が利用者に対して支払った見舞金を所定の額を限度にお支払いします。
	被災者対応費用	火災・落雷・破裂・爆発・風水災・雹災・雪災・物体の落下・飛来等事故によって対象施設に損害が発生した結果、利用者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、事業者が被災者に対して負担した次の費用を所定の額を限度に補償します。 ①家族現地訪問費用（被災者 1 名につき 2 名限度） ②役員・使用人派遣費用 ③通信費用 等

事故例

- ①利用者宅の玄関から車まで利用者を誘導している際、利用者がつまづきケガをした。
- ②ショートステイの送迎中に交通事故に遭い、利用者がケガをした。
- ③長期入所施設利用者が、トイレに行く途中につまづいて転倒し、骨折した。

保険料の算出方法

$$\text{Aプラン } 3,000\text{円} \times \frac{\text{定員数}}{\text{名}} = \text{年間保険料} \text{円}$$

$$\text{Bプラン } 2,000\text{円} \times \frac{\text{定員数}}{\text{名}} = \text{年間保険料} \text{円}$$

$$\text{Cプラン } 1,500\text{円} \times \frac{\text{定員数}}{\text{名}} = \text{年間保険料} \text{円}$$

※中途加入についてはP.64をご覧ください。※途中で定員数の変更があった場合は通知してください。

$$\text{Dプラン } 2,000\text{円} \times \frac{\text{平均来館者数}}{\text{名}} = \text{年間保険料} \text{円}$$

(注)Dプランは児童館自由来館(非登録型)専用プランです。登録型の幼児クラブ、児童クラブ利用者はA～Cプランにご加入いただけます。

※平均来館者数とは、把握可能な過去1年の毎日の来館者数(休館日を除きます)を積算し、開館日数を除して算出します。事故発生時には、来館者名簿のご提出をお願いさせていただく場合がございます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって事故が発生したために被保険者が負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意または重大な過失
 - ② 被保険者でない方（注2）が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方の故意または重大な過失。ただし、他の方が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
- 次のいずれかに該当する事由によって事故が発生したために被保険者が負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用（注3）に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ③ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ①から③までのいずれかに該当する事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- 次のいずれかに該当する事由によって事故が発生したために被保険者が負担した被災者傷害見舞費用に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 被災者の故意または重大な過失。ただし、その被災者以外の方に関する費用については、この規定を適用しません。
 - ② 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、その被災者以外の方に関する費用については、この規定を適用しません。
 - ③ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、その被災者以外の方に関する費用については、この規定を適用しません。
 - ア. 法令に定められた運転資格（注7）を持たないで自動車等（自動車または原動機付自転車をいいます。以下同様とします。）を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ④ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、その被災者以外の方に関する費用については、この規定を適用しません。
 - ⑤ 被災者の妊娠、出産、早産、流産
 - ⑥ 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、引受保険会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑦ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この規定を適用しません。
- 次のいずれかに該当する事由により被保険者が負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 被災者が頸（けい）部症候群（注8）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いしません。
 - ② 被災者の入浴中の溺水（注9）。ただし、入浴中の溺水が、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。
 - ③ 被災者の誤嚥（えん）（注10）によって生じた肺炎。この場合、誤嚥（注10）の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いしません。
- 被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用に対しては、保険金をお支払いしません。

（注1） 保険契約者または被保険者	保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2） 被保険者でない方	被保険者でない方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3） 次のいずれかに該当する事由によって事故が発生したために被保険者が負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用	これらの事由によって発生した事故が拡大して生じた費用、および発生の原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって拡大して生じた費用を含みます。
（注4） 暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注5） 核燃料物質	使用済燃料を含みます。
（注6） 核燃料物質によって汚染された物	原子核分裂生成物を含みます。
（注7） 法令の定められた運転資格	運転する地における法令によるものをいいます。
（注8） 頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
（注9） 溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
（注10） 誤嚥	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

(Ⅵ) 送迎自動車傷害保険

車両特定方式：普通傷害保険（交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約付）

加入対象

車両特定方式

特定した車両（交通乗用具）に搭乗中^(注)の方。
利用者だけでなくドライバー、付き添いスタッフ等も含まれます。（法定定員数を限度とします。）
お申込時に特定する車両の車検証を提出いただきます。

（注）『搭乗中』とは、正規の乗車用構造装置のある場所に乘るために、手足または腰等をドア・床・ステップまたは座席にかけた時から、降車のために手足または腰等をこれら用具から離し、車外に両足をつける時までの間をいいます。

補償内容

送迎自動車傷害保険は、偶然な事故による搭乗者のケガを補償します。

※サービスの有償・無償にかかわらず補償されます。

保険金をお支払いする場合

車両特定方式

あらかじめ特定した交通乗用具に搭乗中の方（利用者・ドライバーも含まれます）が傷害を負い、死亡した場合、後遺障害が発生した場合または入院・手術・通院した場合に、保険金をお支払いします。

〈事故例〉

- ①特定した自動車に利用者を乗せて送迎中、交通事故に遭い運転手、利用者および付添人がケガをした。
- ②利用者が、特定した自動車から降りる際、自分で転んでケガをした。
- ③特定した自動車で送迎中、急ブレーキをかけたために、利用者が車内で頭をぶつけてケガをした。

保険金をお支払いする場合

} P.41～P.44
をご覧ください

保険金をお支払いしない主な場合

保険金額・保険料

	車両特定方式
死亡・後遺障害保険金額	235.8万円
入院保険金日額(180日限度)	3,300円
手術保険金	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合…〔入院保険金日額〕×10 ②①以外の手術の場合…〔入院保険金日額〕×5
通院保険金日額(90日限度)	2,100円
年払保険料	2,000円 (法定定員数1名あたり)※

※保険料は、自家用乗用車、自家用マイクロバス、自家用バス(11人以上)等の場合です。これ以外の用途・車種については、保険料が異なることがあります。詳しくは代理店・扱者にお問い合わせください。

■加入車両台数(交通乗用者数)に応じた団体割引(20台以上499台までの場合:5%)を適用しております。保険金額は加入車両台数に従った割引率で決定されますので、募集の結果左記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険料の算出方法

車両特定方式

$$2,000\text{円} \times \frac{\text{全車両の合計・法定定員数}}{\text{名}} = \text{年間保険料} \text{円}$$

※中途加入についてはP. 68をご覧ください。

※途中で、車両の増減・入替があった場合は必ず通知してください。

(Ⅷ) 日帰りサービス利用者傷害保険

団体総合生活補償保険（標準型）（準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約／管理下中の傷害危険補償特約セット）

加入対象

日帰りサービスの利用者（通所介護サービス・移送サービス・ミニデイサービス・就労支援サービスなど）

補償内容（保険金をお支払いする場合）

日帰りサービス利用者傷害保険は、日本国内で行われる日帰りサービス事業をバックアップすることを目的とし、サービス活動の実態に則した、「利用者がサービス実施主体の管理下に入った時点から管理下から離れるまで」の間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償いたします。なお、利用者が日帰りサービスを利用するために、住居と施設を通常の経路で往復している間も補償されます。

※「利用者」とは以下の方をいいます。

事業者のサービス利用を目的として、事業者の管理下にある状態の方。

（注）「管理下」にある場合、外出中や屋外行事中も補償対象となります。

（注）宿泊中の事故は補償されませんのでご注意ください。

（注）名簿の事前提出は不要です。1日あたりの最大利用者数（定員）と登録数をご申告ください。

対象者名簿の事前提出は不要ですが、被保険者となり得る方の名簿を作成し常時備え付けが必要です。事故発生時など、提出していただくことがあります。

〈事故例〉

- ①送迎車両で送迎中に交通事故にあい、利用者がケガをした。
- ②利用者宅の玄関から車まで利用者を誘導している際、利用者がつまづきケガをした。
- ③施設で開催する行事参加中に転倒し、骨折した。

保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いしない主な場合

P.41～P.44 を
ご覧ください

保険金額・保険料

	Aプラン	Bプラン
傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円	120万円
傷害入院保険金日額(180日限度)	3,450円	2,910円
傷害手術保険金	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合…〔傷害入院保険金日額〕×10 ②①以外の手術の場合…〔傷害入院保険金日額〕×5	
傷害通院保険金日額(90日限度)	2,000円	1,500円
年払保険料(利用者1名あたり)	9,000円	7,000円

■左記は職業級別Aの保険料です。管理下中の活動内容(サービス内容)で判断しますので、詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■この制度は被保険者数に応じた団体割引(5%)を適用しております。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果左記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険料の算出方法

Aプラン

$$9,000円 \times \boxed{\text{名}} = \boxed{\text{円}}$$

Bプラン

$$7,000円 \times \boxed{\text{名}} = \boxed{\text{円}}$$

※中途加入についてはP.68をご覧ください。

※途中で、利用者の最大利用者数の変更があった場合は通知してください。

(Ⅶ) 送迎自動車傷害保険
 (Ⅷ) 日帰りサービス利用者傷害保険 } 共通

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

団体総合生活補償保険（標準型）は、各保険金の種類の名称に「傷害」および「★傷害補償（標準型）特約」が付きます。普通傷害保険は、各保険金の種類の名称に「傷害」および「★傷害補償（標準型）特約」が付きません。
 ※印を付した用語については、P.42～43の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金（団体総合生活補償保険／普通傷害保険）	（傷害）死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<p>保険期間※中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>〔（傷害）死亡・後遺障害保険金額の全額〕 （注1）（傷害）死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした（傷害）後遺障害保険金がある場合は、（傷害）死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした（傷害）後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
	（傷害）後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<p>保険期間※中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合</p> <p>〔（傷害）死亡・後遺障害保険金額〕×〔約款所定の保険金支払割合（4%～100%）〕 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、（傷害）後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、（傷害）後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした（傷害）後遺障害保険金がある場合は、（傷害）死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした（傷害）後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする（傷害）後遺障害保険金は、（傷害）死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
	（傷害）入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<p>保険期間※中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「（傷害）入院」といいます。）</p> <p>〔（傷害）入院保険金日額〕×〔（傷害）入院の日数〕 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては（傷害）入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする（傷害）入院の日数は180日が限度となります。 （注2）（傷害）入院保険金をお支払いする期間中にさらに（傷害）入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、（傷害）入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
	（傷害）手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<p>保険期間※中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合</p> <p>① 入院※中に受けた手術※の場合 〔（傷害）入院保険金日額〕×10 ② ①以外の手術の場合 〔（傷害）入院保険金日額〕×5 （注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>
	（傷害）通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<p>保険期間※中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「（傷害）通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス※を常時装着したときは、その日数について（傷害）通院したものとみなします。</p> <p>〔（傷害）通院保険金日額〕×〔（傷害）通院の日数〕 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては（傷害）通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする（傷害）通院の日数は90日が限度となります。 （注2）（傷害）入院保険金をお支払いする期間中に（傷害）通院された場合は、（傷害）通院保険金をお支払いしません。 （注3）（傷害）通院保険金をお支払いする期間中にさらに（傷害）通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、（傷害）通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>

特約の説明

- (Ⅶ) 送迎自動車傷害保険（車両特定方式）には交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約がセットされているため、日本国内において特定された交通乗用具に搭乗している間に事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- (Ⅷ) 日帰りサービス利用者傷害保険には準記名式契約（一部付保）（職業等別保険金額）特約がセットされているため、被保険者となり得る方（日帰りのサービス利用者）の名簿を備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を人数でお申込みいただくことができる特約です。ご加入者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、省略し、被保険者のその1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。ただし、引受保険会社は、名簿に記載のない方に対しては、保険金を支払いません。加入者は、保険期間中にサービスを利用することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、引受保険会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- (Ⅷ) 日帰りサービス利用者傷害保険には管理下中の傷害危険補償特約がセットされています。詳しくはP.40をご覧ください。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、頸骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限りません。
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りません。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
① 公的医療保険制度※における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
② 先進医療※に該当する診療行為（*2）
（*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診療も含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回

利用者向け補償

算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「保険期間」とは、保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

団体総合生活補償保険（標準型）は、各保険金の種類の名称に「傷害」および「★傷害補償（標準型）特約」が付きまます。普通傷害保険は、各保険金の種類の名称に「傷害」および「★傷害補償（標準型）特約」が付きません。※印を付した用語については、P.42～43 および P.44 の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

	保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金（団体総合生活補償保険／普通傷害保険）	（傷害）死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ
	（傷害）後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）
	（傷害）入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
	（傷害）手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	
	（傷害）通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	

など

（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船は含みません。

(*3) 職務として操縦する場合は含みません。

(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

※印の用語のご説明P.42(支払事由に掲載のものを除く。)

●「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

(*) いずれもそのための練習を含みます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

<その他の注意事項>

● お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実にされるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

● この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

● 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

2019年10月1日以降始期契約用

福祉事業者賠償責任保険を ご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では福祉事業者賠償責任保険契約に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいませよう
お願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
福祉事業者 総合賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約（自動セット） 賠償責任保険追加特約（自動セット） + 福祉事業者総合賠償責任保険特約 + 被害者治療費等補償特約 + 追加被保険者特約（自治体） （指定管理者の場合） + 人格権侵害補償特約 + 初期対応費用補償特約 + 訴訟対応費用補償特約 + 特定感染症緊急対応費用補償特約 + 施設所有（管理）者特別約款 + 生産物特別約款

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
福祉事業者 総合賠償責任保険	加入申込票（注）の「記名被保険者」欄に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3) 保険期間

① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。**注意喚起情報**の**ご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

2019年10月1日以降始期契約用

施設所有（管理）者賠償責任保険
生産物賠償責任保険
受託者賠償責任保険
をご加入いただくお客さまへ
重要事項のご説明

この書面では施設所有者（管理）者賠償責任保険契約、生産物賠償責任保険契約、受託者賠償責任保険契約に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいませよう
お願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有（管理）者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 ＋保険法の適用に関する特約（自動セット） 賠償責任保険追加特約（自動セット） ＋特定感染症緊急対応費用補償特約 ＋施設所有（管理）者特別約款 ＋漏水補償特約 ＋被害者治療費等補償特約 ＋初期対応費用補償特約 ＋生産物特別約款 ＋被害者治療費等補償特約 ＋初期対応費用補償特約 ＋受託者特別約款

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
施設所有（管理）者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	加入申込票（注）の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料（注）は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料（注）につきましては、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

2015年10月1日以降始期契約用

医師賠償責任保険を ご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では医師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
医師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約 (自動セット)

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
医師賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレットの「各種手続について」または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

3. 保険料の払込方法について

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレットの「各種手続について」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

注意喚起情報のご説明 の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

2024年4月1日以降始期契約用

サイバープロテクター^(注)を ご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面ではサイバープロテクター^(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類に応じた特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

(注)「サイバープロテクター」は、サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険のペットネームです。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約で記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
専門事業者賠償責任保険	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 +サイバーセキュリティ特約(自動セット) +プロテクト費用補償特約(自動セット) +保険料確定特約(宮城県社会福祉協議会様用)(自動セット) +対象業務に関する特約(任意セット) ^(注)

(注) 任意セットの特約は必要な場合にセットします。「2. 引受条件等 (2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
専門事業者賠償責任保険	①加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方(記名被保険者) ②記名被保険者の役員(会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者)をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含む。)

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文(以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

セットできる主な特約はパンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

注意喚起情報のご説明 の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

2021年10月1日以降始期契約用

レジャー・サービス施設費用保険 にご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面ではレジャー・サービス施設費用保険契約に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

ご加入いただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み **契約概要**

約款構成

レジャー・サービス施設費用保険普通保険約款

- + 自動セット特約^(注1)
- + 食中毒補償対象外特約
- + 傷害見舞費用追加補償特約
- + 災害広告費用補償対象外特約
- + 追加補償特約

(注1) 次の特約となります。自動セットされる「サイバーインシデント補償対象外特約」に「サイバーインシデント補償特約」があわせて自動セットされることにより、サイバーインシデントによる損害については、他の「保険金をお支払いしない場合」に該当しない限り補償の対象となります。

(注2) 選択されたプランに応じた特約が付帯されます。

(2) 補償内容

■被保険者 **契約概要**

加入申込票の「被保険者」欄に記載された方が被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。)となります。ただし、普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

■お支払いする保険金 **契約概要** **注意喚起情報**

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

なお、詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されています。

(3) セットできる主な特約 **契約概要**

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 支払限度額・支払限度基礎額 **契約概要**

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

(5) 保険期間 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

2. 保険料

契約概要

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額・支払限度基礎額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料欄」にてご確認ください。
(注) 保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレットの「各種手続きについて」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込み状況により、追加のご請求をさせていただきます場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

- 一 賠償責任保険
- 一 サイバープロテクター
- 一 レジャー・サービス施設費用保険

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求め、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合

- ② ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇ 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇ 特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

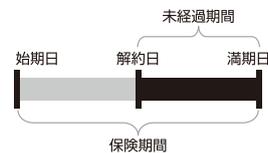
特にご注意ください

保険料は、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文記載の方法により払い込んでください。宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



■ 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

■ ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をご請求することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット本文をご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者 株式会社オンワードマネジメント
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡5丁目1-35
TEL: 022-762-9915 FAX: 022-762-9918

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間 [平日9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

2025年4月1日以降始期契約用

業務災害補償保険 にご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面は、ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下、「普通保険約款・特約」といいます。）に記載しています。必要に応じて当社ホームページ（<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>）に掲載のWeb約款をご覧ください。また、書面の普通保険約款・特約を代理店・扱者または当社へご請求ください。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。
※この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

業務災害補償保険普通保険約款 + 自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

この保険には補償範囲の異なる3つのプラン「Aプラン」「Bプラン」「Cプラン」があり、いずれかのプランをご選択のうえ加入していただきます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類は、「2. (1) ④保険金をお支払いする主な場合およびお支払いの対象となる保険金の種類」をご参照ください。

(注1)次の特約となります。

- ・業務災害補償保険追加特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・サイバーインシデント補償特約
- ・職業性疾病補償特約
- ・天災危険補償特約

(注2)セットできる主な特約については、「2. (2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

契約概要

補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約で確認ください。

② 記名被保険者

契約概要

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。

③ 補償対象者

契約概要

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット（22ページ）をご参照ください。

④ 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いの対象となる保険金の種類

契約概要

注意喚起情報

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット（24ページから30ページ）をご参照ください。

⑤ 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット（32ページから34ページ）をご参照ください。

(2) セットできる主な特約

契約概要

セットできる主な特約は、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット（21ページ）をご参照ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（業務災害補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回セットしていただく特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター/使用者賠償責任補償特約
②事業者費用補償（ワイド・実損型）特約	労働災害総合保険 災害付帯費用補償特約
③雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター/雇用慣行賠償責任補償特約
④コンサルティング費用補償特約	労働災害総合保険 コンサルティング費用補償特約

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

① 保険期間

この保険の保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

（注）保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3. (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(5) 支払限度額・日額

契約概要

注意喚起情報

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・日額につきましては、加入申込票の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

なお、支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

① 保険料

保険料^(注)は、支払限度額・日額、事業種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

② 被保険者数割引の適用

ご加入いただいた被保険者の数にしたがって、被保険者数割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により割引率が変更となる場合があります。

③ 損害率による割増引

この団体契約に加入されるすべての加入者共通の割増引として、損害率による割増引が適用されます。割増引率は、過去の一定期間の保険料の合計に対するお支払いした保険金の合計の割合等に応じて変動します。このため、保険金のお支払状況により翌年度の割増引率が変更となる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット(64ページ)をご参照ください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は、宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット(64ページ)記載の方法により払い込んでください。宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット(64ページ)記載の方法による保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
- (3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。
- 補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合があります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2. クーリングオフ(ご加入のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. その他

保険料算出のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料^(注)を引受保険会社にご提出いただけます。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注) 引受保険会社様式による「申告書」等をいいます。

III. ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

- (1) ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

① 加入申込票の「※印」がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合

② ご加入時にご提出いただいた加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

- (2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

① 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

② 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

- (1) この保険契約を脱退(解約)する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- (2) 脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
- (3) 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 失効について 注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

5. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

① 事故が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

損害の発生および拡大の防止または軽減

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

② 損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

損害賠償請求を最初に知った時の状況 申し立てられている行為 原因となる事実

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

宮城県地域福祉総合補償制度パンフレット(69ページから73ページ)をご覧ください。

(3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 申込人または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 申込人または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 共同保険

引受保険会社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

お問い合わせ窓口

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 株式会社オンワードマネジメント TEL 022-762-9915

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 0120-258-189 (無料) 事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 0570-022-808 [ヒゲイ物 (全国共通・通話料有料)]
そんぽADRセンター

- ・受付時間 [平日 9:15 ~ 17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

重要事項のご説明

契約概要のご説明

- 普通傷害保険（交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約付）
- 団体総合生活補償保険（標準型）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

①普通傷害保険（交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約付）

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

保険の種類	被保険者（補償対象者の範囲）	保険金が支払われる事故
送迎自動車傷害保険 〈車両特定方式〉	特定された交通乗用具の搭乗者 (利用者・ドライバー・付添人)	特定した交通乗用具に搭乗中の事故

②団体総合生活補償保険（標準型）

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。

保険の種類	被保険者の範囲	加入方式	保険金が支払われる事故
日帰りサービス利用者 傷害保険	サービスの利用者	準記名式 (一部付保)	サービス実施主体の管理下で発生した偶然的な事故

上記加入方式の補足	概要	被保険者（補償の対象者）の範囲
準記名式（一部付保）	被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご加入いただく方式です。加入者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。	準記名式契約（一部付保）（職業等別保険金額）特約に記載された方全員（名簿を備え付けていただきます。）

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2.保険料

保険料は保険金額・保険期間・被保険者数・管理下中の活動内容(「日帰りサービス利用者傷害保険」にご加入の場合)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレット「各種手続について」(P.64)をご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

－普通傷害保険（交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約）

－団体総合生活補償保険（標準型）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務・通知義務等

(1)告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■申込人、被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
- ②被保険者数、被保険者の職業・職務（日帰りサービス利用者傷害保険の場合）
- ③特定車両の車体番号、法定乗車定員数（送迎自動車傷害保険の場合）

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合には、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

被保険者数が増員または減員となる場合、職業・職務を変更する場合（日帰りサービス利用者傷害保険の場合）

また、上記職業・職務を変更する場合において、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	<ご契約の引受範囲外>
右記以外の職業	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所および特定した車両の増減、入替等の変更をした場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	(傷害) ^(*) 死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・(傷害)死亡保険金は、特に(傷害)死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) (傷害)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に(傷害)死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 普通傷害保険(交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約)については、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定めることはできません。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

※団体総合生活補償保険(標準型)は、保険金名の前に「傷害」が付き、普通傷害保険(交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約)は、保険金名の前に「傷害」が付きません。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット「各種手続について」(P.64)記載の方法により払込みください。パンフレット「各種手続について」(P.64)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または、保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または、保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット「各種手続について」(P.64)記載の方法により払込みください。パンフレット「各種手続について」(P.64)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者(全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、(傷害)死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

※団体総合生活補償保険(標準型)は、保険金名の前に「傷害」が付き、普通傷害保険(交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約)は、保険金名の前に「傷害」が付きません。

7.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

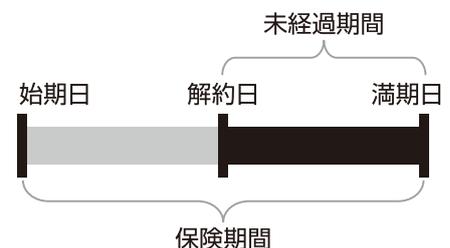
- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8.保険会社破綻時等の取扱い

P.63をご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレット「各種手続について」(P.64)をご参照ください。



この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】株式会社オンワードマネジメント TEL 022-762-9915

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料) 事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

- ・受付時間〔平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)〕
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

保険会社破綻時の取扱いについて

1. 保険会社破綻時の取扱い(賠償責任保険・費用保険)

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2. 保険会社破綻時の取扱い(傷害保険)

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

各種手続について

保険期間 2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで
 中途加入の場合 毎月15日までのお申し込みで翌月1日から2026年4月1日午後4時まで

1. 加入手続

保険料の送金 加入申込票の送付 により加入手続が完了します。

(1)パンフレットの内容をご確認のうえ、加入申込票を作成してください。



●全プラン
 「宮城県地域福祉総合補償制度加入申込票」様式B
 ・(V)業務災害傷害保険(記名方式)
 ・(Ⅷ)送迎自動車傷害保険
 添付様式を作成してください。

(2)保険料を送金してください

- ・同封の振込依頼書をご使用のうえ、ご送金ください。(手数料がかかりません。)
- ・所定の用紙を使用しない場合は、法人名、施設名、ご連絡先を明記のうえ、下記へご送金ください。
- ・複数の施設の保険料をまとめて送金する場合は、該当する施設名を明記してください。



七十七銀行 県庁支店 普通 0166812
 口座名義 宮城県社会福祉協議会

(3)加入申込票を送付してください

保険料の送金後、振込通知書のコピーを添付した加入申込票を宮城県社会福祉協議会(所在地はパンフレット裏面記載)までご送付ください。



○加入者証の送付

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(注)4月1日から補償をスタートする場合の取扱い

- ①加入申込票を作成してください。
- ②加入申込票を3月25日までに、宮城県社会福祉協議会へ送付してください。
- ③保険料は4月8日までに送金してください。

2. 契約内容の変更

保険期間中に、施設の増設、被保険者の変更(増員または減員を含む)、車両の増減や入替、定員数、事業内容の変更や住所、連絡先等加入者証(加入申込票を含みます。)の記載事項に変更があった場合には、代理店・扱者または引受保険会社へお知らせください。必要に応じて変更手続をご案内いたします。

3. 中途加入手続

毎月1日付けで随時加入することができます。毎月15日までのお手続き完了で、翌月1日から補償がスタートします。

(例)5月10日完了→

6月1日補償開始～翌年4月1日まで

5月20日完了→

7月1日補償開始～翌年4月1日まで

・中途加入保険料表はP.68をご覧ください。

4. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

加入申込票の作成方法

ご記入例

加入者名は、代表者名まで記入のうえ、職印または法人印を押印ください

複数の施設・業務でご加入の場合は明細をご記入ください

加入されるプランに○印をつけてください

年度途中に加入する場合は、「中途加入保険料」を【 】内にご記入ください

様式B

宮城県社会福祉協議会御中

加入申込票には事実を正確にご記入ください。
※印の項目は危険に関する重要な事項であり、ご記入内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご注意のうえご記入ください。

↑ 振込依頼書には上記のNoを必ず記入願います

宮城県地域福祉総合補償制度加入申込票

宮城県社会福祉協議会の会員または宮城県社会福祉協議会の会員団体の会員ですか？下記の□は□してください。宮城県社会福祉協議会の会員団体の会員の場合は（ ）内に①～⑦のナンバーをご記入ください（宮城県地域福祉総合補償制度パンフレットP.1もしくは裏面をご覧ください）。

□はい **会員団体**（ ） □いいえ（いいえの場合はご加入できません。） 申込日 年 月 日

①の場合、どちらの社会福祉協議会ですか？（ ）社会福祉協議会

申込者名 <small>（代表者名までご記入ください。）</small>	フリガナ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 印 <small>（代表印）</small> </div>
保険ご担当者の役職・氏名	担当者	様 TEL ()
所在地	〒□□-□□□□ TEL □□□□□□□□□□ FAX □□□□□□□□□□ フリガナ	
加入者証の送付先	〒□□-□□□□ TEL □□□□□□□□□□ FAX □□□□□□□□□□ フリガナ	

【必須】1枚の申込票で複数の施設・業務をお申込になる場合は明細をご記入ください。足りない場合別紙添付してください。
 (1) 福祉事業者賠償責任保険にご加入される場合は算出の元となる面積または事業収入をご記入ください。

施設名または業務名	業務の内容	所在地	※面積	※事業収入
			m ²	万円
			m ²	万円
			m ²	万円
			m ²	万円
			m ²	万円

ご加入されるプランの加入欄に○をつけ、()内にご記入ください。
 □には、中途加入月数を、【 】には中途加入保険料をご記入ください。裏面の2.中途加入保険料表をご覧ください。

プラン名	加入	計算方法と保険料	申告
(I) 福祉事業者賠償責任保険	○	別表1より ()円× □/12 = ()円	別表1
(II) 保育施設賠償責任保険	○	別表2より ()円× □/12 = ()円	別表2
(III) 医療行為賠償責任保険	○	76,240円× □/12 = ()円	—
(IV) 情報漏えい保険	○	別表3より ()円× □/12 = ()円	別表3
(V) 業務災害補償保険	○	別表4より ()人×()円× □/12 = ()円	別表4
(VI) サービス利用者傷害見舞金保険	○	Aプラン ()人× 3,000円× □/12 = ()円	別表5
	○	Bプラン ()人× 2,000円× □/12 = ()円	
	○	Cプラン ()人× 1,500円× □/12 = ()円	
	○	Dプラン ()人× 2,000円× □/12 = ()円	
(VII) 送迎自動車傷害保険(車両特定方式)	○	()人× 2,000【 】円 = ()円	添付様式
(VIII) 日帰りサービス利用者傷害保険	○	Aプラン ()人× 9,000【 】円 = ()円	別表5
	○	Bプラン ()人× 7,000【 】円 = ()円	

1. 補償開始日・保険料は手続き完了日より異なりますので裏面をご確認ください。
 2. 申告欄に別表となっているものは右ページにご記入ください。
 添付様式となっているものは、所定の様式をお取寄せの上、ご記入ください。
 3. 4枚綴のうち4枚目は加入者控ですので、保管してください。

※合計保険料

円

加入申込書の作成方法

記入上のご注意点

- ① 代表者の印を忘れず押印ください。
- ② 複数の施設・業務を補償対象とする場合、明細をご記入ください。
- ③ ご加入手続後、「加入者証」を送付いたしますので、加入申込書の加入者用控(2枚目)を保管してください。事務局へは、保険会社用(1枚目)をお送りください。

保険料を算出する基礎になる大切な申告事項です。対象項目は必ずご記入ください。

加入申込書 添付別表

下記に相違ないことを確約します。

別表1 (I) 福祉事業者賠償責任保険

事業種類	算出基礎 面積または収入	適用料率 (指定管理者以外)			適用料率 (指定管理者の場合)			保険料は1円単位を四捨五入し、10円単位の数値をご記入ください。
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
①施設サービスおよび居宅サービスのうち施設を利用しサービスを提供するもの	※延べ床面積 ()m	143	92	68	149	95	71	円
②上記①に該当しない居宅サービス事業	※年間事業収入 ()万円	30	18	14	31	20	15	円
③居宅介護支援	※年間事業収入 ()万円	87	55	41	92	59	44	円
最低保険料は38,500円となります。保険料計算の結果合計保険料が38,500円に満たない場合は38,500円とご記入ください。								合計保険料 円

保険料は10円単位となります。1円単位を四捨五入してください

別表2 (II) 保育施設賠償責任保険

定員数	保険料	定員数	保険料	定員数	保険料
1~30名	22,470円	81~90名	33,040円	141~150名	43,780円
31~40名	23,930円	91~100名	36,030円	151~160名	45,330円
41~50名	26,390円	101~110名	37,580円	161~170名	46,880円
51~60名	27,700円	111~120名	39,130円	171~180名	48,430円
61~70名	29,110円	121~130名	40,680円	180名を超える場合はお問い合わせください。	
71~80名	30,800円	131~140名	42,230円		

※定員数()名 保険料 円

別表3 (IV) 情報漏えい保険

現時点から起算して過去3年間において、この保険の対象となる事由が発生していますか。またはその発生が予想される状況にありますか？

※□いいえ (はいの場合は加入できません)

定員数	Aプラン	Bプラン	Cプラン	定員数	Aプラン	Bプラン	Cプラン
1~30名	40,200円	35,500円	31,700円	151~180名	82,500円	72,800円	65,000円
31~60名	54,600円	48,200円	43,100円	181~210名	86,200円	76,100円	68,000円
61~90名	67,500円	59,600円	53,200円	211~240名	89,400円	78,900円	70,500円
91~120名	72,800円	64,300円	57,400円	241~270名	92,600円	81,800円	73,000円
121~150名	77,600円	68,500円	61,200円	270~300名	95,800円	84,600円	75,600円

※定員数()名 保険料 円

別表4 (V) 業務災害補償保険(1名あたりの保険料)

	老人福祉事業など			障がい者福祉事業など			保育園など		
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本のみ	9,680円	5,050円	3,220円	11,340円	5,900円	3,770円	12,820円	6,670円	4,270円
基本+オプション補償	13,440円	8,770円	6,960円	15,720円	10,280円	8,200円	17,340円	11,190円	8,840円

※事業内容 () ※1日最高稼働人数(★) ()名 ※役員+登録従事者数()名

補償対象者(いずれかに○) ○記名被保険者の全役員・従業員 ○左記以外(属性を記載ください) ()

★は、保険料計算の対象となる数値です。

別表5 (VI) サービス利用者傷害見舞金保険 (VII) 日帰りサービス利用者傷害保険

(VI) サービス利用者傷害見舞金保険	施設名称	※定員数(★) ()名
(VII) 日帰りサービス利用者傷害保険	サービス内容	※Dプランの場合 平均来館者数(★) ()名
		※定員数(★) ()名 ※登録利用者数()名

★は、保険料計算の対象となる数値です。

ご注意

※他の保険契約等 (注)記入がない場合は「なし」となります。

あり ない

保険会社 ()

保険種類 ()

支払限度額・保険金額 ()万円

過去3年間における事故 ()回

この欄には、お振込みいただいた時の「振込金受取書」のコピーを貼付してください。

保険始期を4月1日とするお申込(加入申込書締切3/25)に限り、保険料のお支払いに猶予期間をもうけております。

猶予を適用する場合は、振込金受取書のコピーを貼らずに本加入申込書を送付の上、振込金受取書のコピーは4月10日(消印有効)までに後送してください。

*振込金受取書が遅れた場合は保険金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。

必ず、振込金受領書のコピーを貼付し、事務局に発送してください

2024

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
 保険金額（ご契約金額）
 保険期間（保険のご契約期間）
 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
 *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
- ・ 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
- ・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
 *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆ 「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

中途加入保険料一覧表

中途加入保険料表

下記保険種目の中途加入保険料は以下のとおりです。計算の際はお間違いのないようにお気をつけください。

加入日	4/1 4/15	4/16 5/15	5/16 6/15	6/16 7/15	7/16 8/15	8/16 9/15	9/16 10/15	10/16 11/15	11/16 12/15	12/16 1/15	1/16 2/15
補償開始日	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1
加入月数*	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
(I)福祉事業者賠償責任保険	$\text{算出した年間保険料} \times \left(\frac{\text{加入月数}}{12} \right) = \text{中途加入保険料(1円単位四捨五入)}$										
(II)保育施設賠償責任保険											
(III)医療行為賠償責任保険											
(IV)情報漏えい保険											
(V)業務災害補償保険											
(VI)サービス利用者傷害見舞金保険											

(円)

加入日	4/1 4/15	4/16 5/15	5/16 6/15	6/16 7/15	7/16 8/15	8/16 9/15	9/16 10/15	10/16 11/15	11/16 12/15	12/16 1/15	1/16 2/15	
補償開始日	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	
(VII)送迎自動車 傷害保険 (車両特定方式)	1,833	1,667	1,500	1,333	1,166	1,000	834	667	500	334	166	
(VIII)日帰り サービス利用者 傷害保険	A B	8,260 6,430	7,500 5,830	6,760 5,260	6,000 4,660	5,260 4,090	4,500 3,510	3,760 2,920	3,000 2,340	2,260 1,750	1,500 1,170	760 580

※最低保険料が適用される場合があります。

事故発生時の対応について

〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(賠償責任保険・傷害保険・見舞金保険)

①下記の事項をご連絡ください。

- ・加入状況(加入プラン) ・連絡先(加入連絡票No.)
- ・被害者の状況(氏名・年令・住所・連絡先)
- ・事故、ケガの状況(発生日時・場所・原因・状況)
- ・今後の連絡先(保険金請求書の送付先・担当窓口者氏名)

★P.75の事故報告書をご利用いただくと便利です。

②〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

(賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、業務災害補償保険はP.70～73参照)

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書(兼事故証明書)、請負契約書(写)、発注書(写)等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

◇注意点(賠償責任保険)

〈示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。〉

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

◇注意点(傷害保険・見舞金保険)

〈代理請求人について〉

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)

- ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

〈保険金支払いの履行期〉

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

- (*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

- (*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特別約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

■保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(Ⅰ) 福祉事業者賠償責任保険、(Ⅱ) 保育施設賠償責任保険、(Ⅲ) 医療行為賠償責任保険

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委託したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

(IV) 情報漏えい保険

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知ったときの状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、被害者に対する通知書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部（個人）事項証明書
② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

事故発生時の対応について

(V) 業務災害補償保険

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・ 後遺 障害	入院・ 手術	通院
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	○	○	○
(2) 引受保険会社所定の事故状況報告書	事故状況報告書兼証明書、労働者死傷病報告(写)	○	○	○
(3) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書 等	○	○	○
(4) 補償対象者であることを確認するための書類	従業員名簿(写)、雇用契約書(写)、請負契約書(写)、発注書(写) 等	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書および補償対象者の戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、補償対象者の戸籍謄本および遺族の戸籍謄本	○		
(6) 後遺障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類 等	○		
(7) 労災認定を受けたことを確認できる書類(労災認定された疾病等によって生じた損害の場合)	労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)	○	○	○
(8) 記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類(補償対象者に対して補償金を支払った後に保険金を請求する場合)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書	○	○	○
(9) 保険金を補償金に充当することについての補償対象者または、その補償対象者の遺族の承諾書(補償対象者に対して補償金を支払う前に保険金を請求する場合)	保険金を補償金に充当することについての承諾書	○	○	○
(10) 記名被保険者から補償対象者の遺族への補償金について支払または受領を確認できる書類(「保険金の請求に関する特約」をセットした場合) ^(注)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書 ^(注) 保険金をお支払いした日からその日を含めて30日以内にご提出いただくことが必要となります。	○ (死亡のみ)		
(11) 身体障害の程度および手術の内容を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
(12) 入院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
(13) 身体障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
(14) 通院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
(15) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	引受保険会社所定の同意書 等	○	○	○

(VI) サービス利用者傷害見舞金保険

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故状況報告書	引受保険会社所定の事故状況報告書
(3)公の機関(やむを得ない場合には、第三者とします。)の事故証明書	警察署・消防署の証明書、交通事故証明書
(4)傷害を被った者が利用者であることを確認するのに必要な書類(被災者対応費用および被災者傷害見舞費用について)	施設の利用申込書、宿帳、来客リスト
(5)被保険者の印鑑証明書	被保険者の印鑑証明書
(6)被保険者の費用の支出明細書およびその支出を証明する書類(被災者対応費用について)	支出された被災者対応費用の費用の額が確認できる書類・明細書
(7)被災者またはその法定相続人の受領書等被災者傷害見舞費用の支払を証明する書類	被災者傷害見舞費用の受領書または振込伝票
(8)被災者が死亡した場合に、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本
(9)被災者が後遺障害を被った場合は、後遺障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料
(10)被災者が入院または通院した場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書および入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書
(11)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書

各保険共通のご注意

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)
 - (注1)保険金請求に必要な書類は、P.69およびP.70～73の表をご覧ください。
 - (注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (注3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- 損害補償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者より優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

〈宮城県地域福祉総合補償制度 変更通知書〉

申込日	年 月 日	加入申込票No. (申込時の番号)	
変更日	年 月 日		
加入者名	〒 TEL() (ご担当者: 様)		

1.被保険者の変更

(V)業務災害補償保険

No	旧 事業者名	変更後の事業者名について	
		新 事業者名	備考
1			
2			
3			

2.被保険車両の変更

(VII)-1送迎自動車傷害保険(車両特定方式)

No	旧 登録番号	定員	新 登録番号	定員
1				
2				
3				

注意 新しい車両の車検証を添付してください

3.その他の変更

変更事由	変更内容
例)住所の変更 等	

上記の変更により、返金が発生する場合は下記に振込口座をご記入ください

金融機関名	フリガナ	フリガナ							
	銀行 信金 農協 信組 労金	支店・本店							
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号							
口座名義	フリガナ								

宮城県地域福祉総合補償制度
＜事故報告書 団体用＞

該当する保険に○して下さい。

(I)福祉事業者賠償責任保険	(II)保育施設賠償責任保険
(III)医療行為賠償責任保険	(IV)情報漏えい保険
(V)業務災害補償保険	(VI)サービス利用者傷害見舞金保険
(VII)送迎自動車傷害保険	(VIII)日帰りサービス利用者傷害保険
【別冊】役員賠償責任保険	

三井住友海上受付

1.受傷者(被害者)

氏名(フリガナ)	生年月日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明
住所	〒				
利用者属性 ※	高齢者	障害者	児童	ほか()	
利用サービス※	入所	通所	訪問	ほか()	

※ 被害者が利用者の場合ご記入ください。

2.事故発生日時

年	月	日	時	分 (24時間表記)
---	---	---	---	------------

3.事故発生場所

施設名										
居室	リビング ホール	通路・廊下	玄関	食堂	風呂	脱衣所	トイレ			
園(苑)庭	ほか()									

4.事故の原因(初因)

転倒	転落	誤嚥	誤飲・異食・誤薬	衝突・接触	捻る	体位変換 おむつ交換	パニック・自傷
喧嘩・トラブル	移乗	刺さる・切る	虫さされ	挟む	こぼす・落とす	離苑	紛失
盗難	交通事故	感染	業務過誤	不明	ほか()		

5.事故の結果・所見

骨折	創傷・切傷	打撲・捻挫	熱傷	炎症	発疹	肺炎	感染症
経済損失	破損・汚損	感染症	死亡	不明	ほか()		

6.事故の状況(詳細)

別紙添付 御社所定の報告書がある場合は添付してください。

7.代表者確認欄

上記事実と相違ないことを確認します。

加入者名	代表者名	印
住所 〒	電話番号	

- ①事故発生後は、当事故報告書に内容を記入の上、FAXで事故報告をしてください。
- ②FAX送信する際は、当報告書のほか、お手元の加入申込票(控)を添付してください。
- ③この事故報告書の本紙(捺印分)は、後に保険会社へ提出が必要です。保管をお願いします。

Q & A

(I) 福祉事業者賠償責任保険について**Q1.福祉事業者賠償責任保険(賠償責任補償)では施設の内外に関わらず、補償されますか？**

施設の内か外かは関係ありません。被保険者が**所有・使用・管理する施設に起因する事故、または施設の用法に伴う仕事・サービスの遂行に起因する事故**を補償します(但し、被保険者に損害賠償責任がある場合に限りです)。

Q2.福祉事業者賠償責任保険で、支払対象となる他人の範囲について教えてください。

被保険者(事業者)からみて他人にあたる方です。たとえば ・サービスを受けられる方(利用者) ・利用者のご家族・施設を出入りする、業者・来客の方々など。事業所内で勤務するスタッフ(ボランティア・実習生含む)、施設管理者の同居の親族は第三者にあたりませんので、ご注意ください。

Q3.施設に出入りするボランティアスタッフ・実習生が起こした事故も対象となりますか？

ボランティアを施設側で直接的に指導・監督をしており、施設(事業主)が法律上の損害賠償責任を負った場合には補償します。実習生も同様です。

Q4.他の保険会社にも同様の保険に加入しています。重複して支払われますか？

重複して支払われることはありません。お支払方法は以下のとおりです。

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、この保険契約の支払責任額(注1)を支払保険金の額とします。

(2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、次に定める額を支払保険金の額とします。

区 分	支払保険金の額
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1)支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他

の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2)損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

Q5.ヘルパーの不注意で利用者宅で誤って家財を壊してしまいました。補償されますか？

補償の対象となりますが、物の補償については時価が限度となります。時価とは、同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、経過年数や使用による消耗分を差し引いた額をいいます。同じ家財でも、購入してからの経過年数の長短や、使用頻度の高いもの・低いものによって時価評価は異なります。代替品の購入を求められた場合、以上の理由から保険では全額補填できないケースがありますのでお気をつけください。

Q6.指定管理者に選定されました。その場合の保険の加入方法は？

指定管理者とは、地方公共団体の公の施設の管理を行うために、期間を定めて受託する法人等団体のことです。この指定管理者に選定された場合、追加被保険者特約(自治体用)をセットしてお引受けします。指定管理者は、施設を運営する主体者、占有者として、利用者に対しては第一次的な責任を負っていますが、自治体は利用者に対して最終的な責任を負っているために、指定管理者と双方がまとめて賠償請求されるケースも考えられます。特約をセットしておくことで自治体も被保険者となるため、このような場合にまとめて保険請求が可能です。

Q7.福祉事業者賠償責任保険に加入しています。マッサージ、指圧サービスを行っておりますが、福祉事業者賠償責任保険で対応はできますか？

マッサージ、指圧のように専門資格を要する業務・管理に起因する事故は福祉事業者賠償責任保険では対応できません。専門の賠償責任保険にご加入ください。他に医療行為、医薬品の調剤、あんま、はり、きゅう、リハビリテーション等も専門資格を要する行為ですので対象外となります。保険金をお支払いしない主な場合を再度ご確認ください。

(IV) 情報漏えい保険について**Q1.施設ごとに加入することができますか？**

施設Aのみ加入する場合は、施設Aに起因して施設Aが保有している情報が漏えい、損害賠償請求を受けた場合が対象となります。つまり施設Aとその他の施設で情報

が完全に隔離されている前提となります。システム等で全施設の情報が共有されている場合は、完全に隔離されていませんので、全施設まとめてご加入頂く必要がございます。施設ごとにご加入する場合の加入方法および付帯される特約等については別途ご案内いたしますので、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(V) 業務災害補償保険について

Q1.年度内にスタッフの入れ替わりが多くありますが、その都度保険会社への届出は必要ですか？

ご加入時の人数（補償対象者）で保険料が確定するため、変更手続は不要です。

Q2.他の保険会社にも同様の保険に加入しています。重複して支払われますか？

他の保険契約等（労働災害総合保険など）がある場合で、それにより支払われるべき保険金や共済金の額とこの保険契約によりお支払いすべき保険金の額の合計額が損害の額を超過する場合には、他の保険契約等から支払われる保険金または共済金の額とあわせて、損害の額を限度に、この保険契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払いします。

Q3.「災害補償規定等の有無」と支払われる保険金の限度額について教えてください。

災害補償規定等の定めに関わらず、加入者証に記載された支払限度額を上限に、記名被保険者が補償対象者に補償金として支払った額を保険金としてお支払いします。

(Ⅷ) 日帰りサービス利用者傷害保険について

Q1.往復途上の事故も補償されますか？

日帰りサービス利用者が住居を出発して日帰りサービス施設までの通常の経路往復中に被った傷害事故は補償されます。通常の経路から離れて、買い物をしたり寄り道をしている場合の傷害事故は補償されません。

(Ⅵ)(Ⅶ)(Ⅷ)利用者向け保険について

Q1.ケガであればどのような場合でも支払われますか？

脳疾患や心神喪失の状態を直接の原因としてケガをした場合（発作が原因で倒れたなど）は、お支払いの対象とならない場合があります。また、誤嚥によって生じた肺炎や内部疾患性のものについては対象外となります。ただし、単につまずいて転んだことによるケガのケースは支払対象となります。

《共通項目》

Q1.中途加入の場合手続きはどのようにしたらいいですか？

中途加入の場合は保険料が異なりますので、P.68もしくは加入申込票（様式B）の裏面をご覧になり、お手続きください。

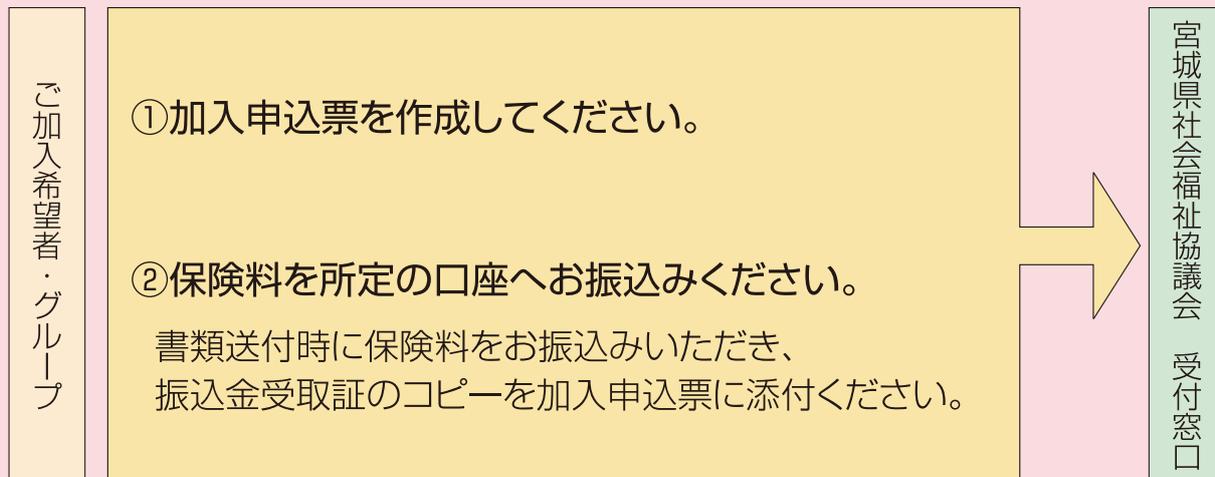
Q2.各種変更の際の手続きはどのようにしたらいいですか？

代理店・扱者へご連絡ください。必要なお手続きをご案内いたします。

Memo

お申込方法は…

加入の際の必要書類は、みやぎボランティア総合センターもしくは下記代理店・扱者にご請求ください。



ご加入後、加入者証と事故報告書を加入者あてにお送りいたしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

当制度は、宮城県社会福祉協議会会員のための団体制度であり、安定的な制度運営を目指しております。著しく保険金請求の頻度が高い場合には、お引受内容についてご相談させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

☆見積り作成サービスいたします☆

現在のご加入の保険証券の写しをご用意のうえ、代理店・扱者まで、お電話にてお問合わせください。受付は随時対応致します。

お問い合わせ先

取りまとめ	会員に関する 問 合 わ せ	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城仙台合同庁舎8階 TEL 022-779-7440 FAX 022-272-6800
代理店扱者	申 込 方 法 ・ 事 故 等 の ご 相 談	株式会社 オンワードマネジメント 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡5丁目1-35 2F TEL 022-762-9915 FAX 022-762-9918
	引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 仙台支店仙台第二支社 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目5-27 TEL 022-221-3171 FAX 022-221-4555